

◇ 資 料 ◇

ミヒャエル・フェルスター

## 不法に仕えた法律家（3）

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー  
(1876—1970年) の生涯と業績

本 田 稔\* (訳)

### 目 次

- 第1章 序 文
- 第2章 生立ちと教育課程
- 第3章 裁判官への任用と最初の学術論文の公表
- 第4章 帝国司法省への昇進 (以上, 384号)
- 第5章 事 務 次 官
- 第6章 帝国司法大臣代行 (以上, 385号)
- 第7章 独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行 (以上, 本号)
- 第8章 いわゆる「安楽死作戦」
- 第9章 「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置
- 第10章 ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪
- 第11章 「夜と霧」——司法の犯罪
- 第12章 ニュルンベルク裁判における証人および被告人として
- 第13章 年 金 闘 争

### 第7章 独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行

法理論家シュレーゲルベルガーは、その執筆した論文および行った講演において、「独立したドイツの裁判官」の必要性を飽くことなく説き続けた。彼は、自身が司法省に留まって闘い、阻止しようとした「最大の課題」が「裁判所の独立性の廃止」であったと、法律家裁判において指摘した<sup>1)</sup>。しかし、裁判官の独立性を破

---

\* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

壊し、裁判に対する制御を益々強化するために決定的に重要な役割を果たしたのは、実際のところ彼であった。

裁判統制の歴史は、実際的な政治的要求にできていない裁判、あるいはできていないと思われた裁判に対して影響力を行使する試みの歴史であった。特に刑法の領域においてそのように言うことができるが、後に示されるように刑法に限られたものではない。影響を及ぼす方法は、政治的に動機づけられ、それは多種多様であった。その方法は、特別裁判所の設置によって実行に移された。その裁判所によって政治的な意思能力が益々強化され、それは人事政策、さらには裁判官への直接的な指示および確定判決の訂正にまで及んだ。実体法の改正も、裁判の管理統制という視点を向けることによって理解することができる。何故ならば、どのような法解釈技法であっても、裁判官が法律によって拘束されることによって、政治的司法の受容に対する歯止めになると、しばしば受け止められたからである。

特別裁判所を設置することによって、司法の領域により大きな政治的影響力を行使することができたが、その試みはすでに1933年以前から始まっていた。フォン・パーベン政権は、1932年8月9日、「特別裁判所の設置」に関する命令<sup>2)</sup>を公布し、その種の裁判所を幾つかの上級州裁判所管区において設置した。特に断固たる措置をとるこの裁判所を設置することによって、激化する政治的暴力行為を阻止することが目論まれた<sup>3)</sup>。しかし、それに続くフォン・シュライヒャー政権は、1932年12月19日の命令によって特別裁判所を廃止した。何故ならば、特別裁判所は、国家社会主義者と対峙するために活用されたが、それは満足な結果を得るための効果的な手段であったというよりは、むしろ政治的な爆発物であったという方が適格であることが判明したからである<sup>4)</sup>。

しかし、国家社会主義者が自ら権力の座に着いたとき、彼らは政治的敵対者と闘うために、特別裁判所を再び導入しようとし、直ちにその機会を手に入れた。1933年3月21日の閣僚会議に病床に伏したギュルトナーに代わって出席したのは、フランツ・シュレーゲルベルガーであった。その場に特別裁判所の設置に関する命令草案を提出したのは彼であった。彼は同時に「国民政府の信用を毀損する行為に対する命令」の草案を上申した。しかもその命令草案には、「国民的高揚の政府に対する陰険な攻撃を防止するための」という名称が付けられ、国家社会主義の心情から行った犯罪人に恩赦を認める条項が含まれていた<sup>5)</sup>。その草案は、そのまま同じ日の閣僚会議において決定された<sup>6)</sup>。

1933年3月21日の「特別裁判所の設置に関する帝国政府令」が公布され、それを受けて<sup>7)</sup>、全ての上級州裁判所管区に特別裁判所が設置された。特別裁判所は、帝

国議会議事堂放火令および上述の陰険令に違反した犯罪行為の処罰を管轄した<sup>8)</sup>。帝国議会議事堂放火令と陰険令に規定された政治的な抵抗運動に対する可能な限りの迅速かつ峻厳な措置が、その裁判所によってとられた。被告人が公判期日に召喚されるまでの時間は24時間に短縮され、特別裁判所が管轄する場合には、事実認定を行うために証拠を提出する必要はなく、裁判所はそれを拒むことができた。そして、特別裁判所の判決に不服があっても、上訴することは認められなかった。

ここでは、シュレーゲルベルガーは節を曲げざるをえなかった。しかも、それは彼にとって容易なことではなかった。彼は1933年3月10日にランマースに宛てた手紙の中で、帝国議会議事堂の放火犯を処罰するための例外裁判所を設置することは帝国憲法105条に違反するため、それに反対せざるをえなかったし、そもそも特別裁判所を設置することに疑問があると書いた<sup>9)</sup>。「以前から様々な理由から特別裁判所を設置してはありますが、それに対しては原則的に反対しました」と付け加えたほどであった。そこで想定されていたのは、明らかにフォン・パーベン政権の特別裁判所命令であったが、同時に彼は、特別裁判所というものは例外裁判所とは対照的に憲法違反ではないので、可罰的行為のうち一般的に限定された行為の集合であれば、特別裁判所の管轄権を根拠づけることができるので、それゆえ特別裁判所の設置には反対しないことを明らかにした。「差し迫った国家的必要性」がある場合、彼がたとえ疑念を抱こうとも、疑念は必要性に道を譲らなければならなかった。

特別裁判所令が公布されたおかげで、シュレーゲルベルガーは、国家社会主義に対する政治的敵対勢力との闘争において、初めて司法省を代表して、裁判官と裁判所を国家社会主義者に奉仕する立場へと引き上げた。このとき彼は最初のうちはためらっていたし、踏み出したこの一步がどれほどの射程範囲を有しているかを明らかに認識していた。しかし、ポツダムにいたヒンデンブルクが国家社会主義の総統に信任を与えることを公然と表明した今となつては、シュレーゲルベルガーも新しい権力者に無条件に服従することにした<sup>10)</sup>。

司法を政治の道具として利用するための更なる一步は、最上級の政治裁判所を設置することであった。「1934年4月24日の刑法および刑事訴訟法の規定を変更するための法律」<sup>11)</sup>によって、いわゆる民族裁判所の設置が決定された。この裁判所は、同時代の人々が表現したところによると、紛れもなく「国家社会主義の国家が生み出した有機的な被造物」であり、「内乱罪および国家反逆罪の事案の処罰」<sup>12)</sup>を管轄する裁判所であった（3章1条1項）。

帝国議会議事堂放火訴訟は、帝国裁判所によって進められた。その訴訟がたどつ

た経過と言い渡された判決の結果——それらが民族裁判所の設置を生み出したのである——に対して、国家社会主義者は不満を表明したが、少なくとも公然と不満を表明したかどうかは、結果的には副次的な意味しか持たなかった<sup>13)</sup>。不満が表明されたか否かにかかわらず、民族裁判所の設置理由として挙げられたのは、「最上級の上告審」である帝国裁判所には第1審裁判所で行われる証拠調べを伴う手続を同時に進めるには適していないという点であったからである<sup>14)</sup>。しかし、このような議論それ自体に一定の正当性があったとしても<sup>15)</sup>、これ以上独立した裁判所を設置すべきではなく、政治的敵対勢力を壊滅するための典型的な国家社会主義的な装置を設けるべきであることについて疑いが生ずる余地はなかった。このことを踏まえるならば、民族裁判所が明らかに国家社会主義の恣意を妨げられることなく貫徹するためには、刑事手続の条項を改正する必要がある。その際に問題になったのは、特に手続の迅速化と陪審員の出席に関する規定であった。訴訟の進行に伴って生じる負担を軽減するために手続を迅速化するのに役に立ったのは<sup>16)</sup>、「法的に義務づけられている予審手続を止めること、そして法廷において判決を言い渡すという形式を止めること」<sup>17)</sup>であった。被告人は弁護人を選任することができたが、そのためには裁判長の許可が必要であり、裁判長は選任をいつでも取り消すことができた<sup>18)</sup>。民族裁判所は第1審裁判所として、そして最終審裁判所として判決を言い渡した。上訴することは許されなかった。さらには、少年裁判所法による保護は、少年の被告人には与えられなかった。内乱罪および国家反逆罪の事案では、少年の被告人には全体的に見て厳罰化された新しい規定が適用された。

これらの規定が、裁判所が最も極端な恣意を行使して判決を言い渡すことを許容しようとも、裁判所が将来に渡って褐色の権力者の意味においても判決を言い渡すことを保証するものではなかった。それを保証するために決定的に重要な役割を果たしたのは、むしろ新規定であった。ある論文が1935年に突撃隊員と民族裁判所の陪審員について定式化したように<sup>19)</sup>、その規定によって、「あらゆる刑事部において、職業裁判官と並んで党と軍の代表者、すなわち国家社会主義の国家の二大支柱が裁判官として」出席することが実現された。このことは、国家社会主義者にとって極めて重要なことであった。1934年3月23日の閣僚会議において、内乱罪と国家反逆罪を将来的に「特別の民族裁判所」に委ね、3人の陪審員を参加させることがすでに決定されていた<sup>20)</sup>。

褐色の政治体制が生み出した「有機的な被造物」は、その全体的な着想によれば、伝統的な裁判所に対置される対抗的な裁判所であった。「陪審員」を強調する点に大きな価値が置かれたのは、全体として法律家に対する憎悪があったからであ

り、そのことが再び明らかにされた。民族裁判所の設置の理由は、帝国裁判所は上告審であり、第1審裁判所としての手続を担うのに適していないというものであったが、民族裁判所の判決に対して上訴することは許されなかったため、その理由がいかに表面的であるかは明らかであった。

職業裁判官も陪審員も、ヒトラーによって個人的に任命された。帝国司法省は、民族裁判所に対する監督を続けた。それを担当したのはフライスラーであり、シュレーゲルベルガーは、民族裁判所の裁判を指揮する官僚裁判官の人事案件について共同提案権を持ち、フライスラーでは支障がある場合に代表を務めるだけであった<sup>21)</sup>。シュレーゲルベルガーが法律家裁判において証言したところによると、ティーラックは1938年に民族裁判所長官として、イタリアを模範にして、つまり国防裁判所をモデルにして、自身の職務をヒトラーの直属に置き、そうすることによって帝国司法省による民族裁判所への監督権を奪い取ろうとした<sup>22)</sup>。

1934年8月1日、民族裁判所は、ベルリンにおいて初代長官レーンの下で——彼はベルリン高等裁判所からの移籍であった——その職務を開始した<sup>23)</sup>。しかし、レーンが突然死去したため、職務を引き継ぐ必要が生じ、1939年9月にその職務を引き継いだのは、刑事部裁判長のブルンナーであった。そして、1936年以降はティーラックが、1942年以降はフライスラーがその職務を引き継いだ。民族裁判所は、次第に悪名高き血塗られた裁判所へと変貌していった。とりわけティーラックが担当するようになってからは、それが顕著になった。民族裁判所は初期の頃は非常に寛大な量刑判断をすることがあったため、帝国司法省およびヒトラーから批判されることすらあった<sup>24)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、フライスラーでは支障がある場合や民族裁判所の祝賀行事が催される場合に関わっただけであった。民族裁判所設立5周年を記念する祝賀行事が1937年7月14日に開催された。そのような民族裁判所のために催された行事は複数回あったが、5周年の祝賀行事にはシュレーゲルベルガーがギュルトナーを代理して初めて監督官庁として祝辞を述べた<sup>25)</sup>。その中でシュレーゲルベルガーは、民族裁判所の業績について、「国家に対して敵対的な侵襲が行われ、とりわけ外部からの侵襲が行われています。そのような侵襲に直面する中で、警戒の要請を受け、その結果として設置されたのがこの裁判所です」と称賛し、民族裁判所がその創設者であるヒトラーが意味する「自己の任務」を「達成」したことを強調した。「国家社会主義の国家は、敵と対峙することを覚悟しなければなりません。このような信条が……民族裁判所を設置したことに込められているなら、この信条を有していることを国家に対して表明することは最高に名誉なことでしょう。敵から

身を守ることは、力を持っていること、その意思があることを誇り高く強調することであります」。

かつて裁判所の独立性について確固たる信念を持っていたこの人物は、法律家裁判の交互尋問の際に、民族裁判所を設置したことによって裁判所の独立性が否定されたのではないかと、検察官から非難されたことに対して、それを認めた<sup>26)</sup>。彼はこの点に関して弁解し、民族裁判所の職務に司法省の代表として従事しただけであると自己の関与を限定し、法律家裁判を審理している裁判所を説得しようとしたが、検察官は論告においてシュレーゲルベルガーが当初から民族裁判所の性格を認識していたと指弾した。民族裁判所の規程が持っていた意味は、検察官の言葉によれば、「国家社会主義の政策に反対したことを理由に裁判にかけられた品位のあるドイツ人に対しては、理性的に考えれば無罪判決を言い渡すことが期待されたにもかかわらず、そのような無罪判決を言い渡さない従順な裁判官を養成することにあつた。被告人は、国家社会主義の政策に対してレジスタンスを行つたと——余りあるほど——主張したが、それが功を奏することはなかつた」<sup>27)</sup>。

しかしながら、法律家裁判を審理する軍事裁判所は、民族裁判所に関して、その視線を別の点に向けた。ユダヤ人や非ドイツ系の住民に対する国家社会主義の犯罪を処罰する管轄権を持っていたのは、何よりもまずアメリカの法律家であつたが、彼らは特に民族裁判所の管轄権が益々増大したことを判決文の中で強調した。彼らは、民族裁判所が設置されたことを、「司法のナチス化における著しく重要な展開」<sup>28)</sup>であつたと特徴づけた。さらには、1936年以降、民族裁判所が営業規制法上の違反行為の処罰に対しても管轄権を有してただけでなく<sup>29)</sup>、その管轄権が1939年以降にはベーメンとレーメンの援助の下で<sup>30)</sup>、そして1940年以降にはドイツ帝国に対する内乱罪および国家反逆罪の規定が、外国と外国人に拡大適用されたことを<sup>31)</sup>特に指摘した。内乱罪の規定はそれらと結び付けられて拡大適用され、アメリカの法律家はその拡大適用を戦争犯罪および人道に対する罪として裁いた<sup>32)</sup>。

法律家裁判で、検察官はシュレーゲルベルガーが十分な抵抗を行わなかつたことを非難したが、シュレーゲルベルガーは人事政策の領域で抵抗したと主張した。この点に関して弁護側は、シュレーゲルベルガーが実際に党とどのような関係にあつたかを証明しようとした<sup>33)</sup>。弁護側は、裁判の最後に「ティーラックの下で人事政策が完全に変わった」<sup>34)</sup>ことを説明し、シュレーゲルベルガーが職務において「歯止め」をかけたことによって、さらに酷い事態に陥るのを防いだこと、「司法はシュレーゲルベルガーが退職する日までは、全体主義的な指導機関の中で異質な部分」<sup>35)</sup>であつたことを証明しようとした。

実際にもギュルトナーとシュレーゲルベルガーは、党と指導的な国家社会主義者が司法の領域において指導的な役職を新たに設けることによって司法に影響力を強化しようと試みたことに対して、引き続き持続的な抵抗を行った。このことから、保守的稜堡としての帝国司法省という神話が成立した<sup>36)</sup>。それは後に——不当にも——、司法権が抵抗できる可能性がある限り、その枠内において国家社会主義体制に抵抗したということの証拠として用いられた。

さらに司法の帝国化が推進される中でローラント・フライスラーが事務次官に就任したために、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーは「保守的稜堡」を守るための闘いにおいて、1934年の時点で情け容赦のない反撃を受けざるを得なかった。その後、事務次官2人体制になったので、2人の職務上の監督業務は、地域別に分割された<sup>37)</sup>。シュレーゲルベルガーは、ドイツ西部・南部ならびに彼の故郷の行政区である東プロイセンの上級州裁判所を管轄し、フライスラーは、それ以外の地区を管轄した。複数の地区に跨る司法機関のうち、シュレーゲルベルガーが帝国裁判所と帝国特許庁を担当したのに対して、民族裁判所と帝国司法試験局はフライスラーの管轄に移された<sup>38)</sup>。

ローラント・フライスラーは、ヒトラーやゲッペルスにも好感が持たれていなかったが、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーは、彼のことを党の利益代表者であると考えていた<sup>39)</sup>。シュレーゲルベルガーとフライスラーは、「両者ともに他人の地区の問題に口出しすること」<sup>40)</sup>を望んでいなかった——シュレーゲルベルガーの証言によれば、彼らは完全に一致していた——、シュレーゲルベルガーはフライスラーの地区の人事政策に関して一致点を築こうとはしなかった。しかしながら、彼は、専門的な資格のある官僚である自分の手中に、またギュルトナーに忠誠を誓う官僚である自分の手中に、高位の司法職を可能な限り確保する努力をしなければならなかった。それは、最終責任を負う大臣のギュルトナーも同じであった。

しかしながら、ヒトラーの分割統治政策は、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーの人事政策に対しても厳しいハードルを設けた。1935年9月24日の「官吏の任命に際して総統の代理として関与することに関する命令」<sup>41)</sup>によって、ヒトラーはヘスを職務上の地位に着ける際に自分には官吏の任命の聴聞権があることを認めさせた。1937年にドイツ官吏法が新たに制定されたとき、この命令の規定がドイツ官吏法31条<sup>42)</sup>として取り入れられた。ヘス、そして後のボルマンは、司法省の指導的な職務上の地位が空席になった際に、自らの人事案を優先させるために、この規定を利用した<sup>43)</sup>。上級州裁判所地区の人事に関して、大管区長官が忠誠を誓う党員を尊敬に値する職務に就けて、その功績に報おうとしたとき、大管区長官は、その候

補者の特別の政治的功績を引き合いに出した。グルッフマンは、1935年から1940年までの上級州裁判所長官と検事長の人事をめぐる大管区長官と司法省との争いを詳細に記述したが<sup>44)</sup>、グルッフマンが列挙した事例によると、ギェルトナーの在職期間の最後の時点で、35人の検事長のうち国家社会主義ドイツ労働者党の党員でない者は1人もおらず、34人の上級州裁判所長官のうち党の構成員でない者は3人しかいなかった<sup>45)</sup>。ただし、このことと党の要職に就いている者がその個人的希望を実現しうることは別の問題であった<sup>46)</sup>。

1936年から1942年までにシュレーゲルベルガーの私設調査官を務めたハンス・グラムは、法律家裁判において、シュレーゲルベルガーが党の役職者から出される提案に対して常に抵抗していたと証言した。「というも、彼は官僚の専門的・性格的な適性を繰り返し観察していました」<sup>47)</sup>。シュレーゲルベルガーは、その「粘り強さ」によってほとんど全ての人事案件において、彼の見解を最後まで貫くことに成功した。司法省が高位の司法省の要職の任命をめぐる党の要職者と対立したとき、明確に死守することでできたのは、唯一ひとつ、専門的な資格のある者に任命するということであった。

グラムはバンベルク上級州裁判所長官の職をめぐる熾烈な争いの事例を挙げることによって、どちらかといえばシュレーゲルベルガーに有利な描写をしていることが見て取れる<sup>48)</sup>。その職は、それまで上級州裁判所長官を務めていたホイヴィーザーが1937年11月1日に退官したため、1938年までは空席のままであった。シュレーゲルベルガーとギェルトナーは、この職の後任として、シュレーゲルベルガーの調査官ヴィルケを起用することで一致していた。しかし、ヴィルケは1938年3月の交通事故で死亡したため、シュレーゲルベルガーはその代わりにミュンヘン第1州裁判所元長官のエルンスト・デューリヒを提案した<sup>49)</sup>。デューリヒは、1938年になってから党に迎え入れられた人物であり、グラムの証言によれば司法および党のグループの中では大胆不敵な男として通っており、率直に党を批判し、決して隠し事をするような人物ではなかった<sup>50)</sup>。この提案は、バンベルク上級州裁判所地区の所属であったヴェルツブルクとバイロイトの大管区長官によって拒絶された。彼らは、デューリヒの代わりにヴェルツブルク上級州裁判所長官カール・パウアーをその職に就けるよう提案した。パウアーは、1925年以降の党員であり、金栄章の授与を受けた人物であり、国家社会主義ドイツ労働者党ヴェルツブルク地区裁判所の所長であった。しかしながら、司法省は専門的な資格に問題があることを理由に、彼を拒否し、あくまでデューリヒにこだわった。

その職に誰を起用するかをめぐる議論がまとまらない状況が1年ほど続いた。

副長官のシュタムラーは、その間に引き続き職務代行を務めた。シュレーゲルベルガーとギュルトナーは、そのような批判的な状況を続けながら、いつものように最高位にいるランマースを介して支持を取り付ける努力をし、実際に彼のあっせんを受けて、ヒトラーが1939年11月1日付けでデューリヒを上級州裁判所長官に任命するところまでこぎ着けることができた。もっとも、争いは勝利に終わったとはいえ、上級州裁判所の新長官とヴェルツブルクおよびバイロイトの分管区長官との間の関係が非常に緊張した状況に発展したのはもちろんである。2人の分管区長官は、デューリヒの就任式に対して露骨によそよそしい態度をとった<sup>51)</sup>。グラムが描写するところによると、デューリヒはベルリンにいるシュレーゲルベルガーを訪問した際に、党が彼に対して向けた攻撃と圧力について悲痛に訴えた。シュレーゲルベルガーは、このようなあらゆる攻撃から彼を守ろうとした。実際には、党の要職はティーラックの下においてようやく決定した。デューリヒはライトメリッツに移動させられ、最終的にパウアーがバンベルク上級州裁判所長官に就任した<sup>52)</sup>。

グラムは、シュレーゲルベルガーがほとんど全ての人事案件において、人事構想上の自分の希望を党の反対構想に逆らって貫くことに成功したと証言しているが、その証言が事実に合致しているかどうかは疑わしい。しかし、たとえ疑わしくても、この事例は注目に値する。シュレーゲルベルガーは他の人事案件では、どちらかと言えば早く屈服し、または自身の提案によってヒトラーや他の党員の希望を先取りしようとしたが、ここでは彼はギュルトナーとともに驚くべきほどの粘り強さを備えていることを証明して見せたからである。

法律家裁判で弁護側は、シュレーゲルベルガーが彼の部下の官僚を支援し、その際に党の要職者との対立にさらされた事例をさらに挙げた。エドユアルト・ディーテルは、宣誓供述書の中で、彼が帝国司法省から1936年にヴェルツブルク州裁判所長官の職を提案され、それを受諾したことを述べた<sup>53)</sup>。彼は党員ではなかったので、マインフランケン分管区長官は彼のことを政治的に信頼できないとして拒否したが、それにもかかわらず、彼は最終的に1936年9月16日にバンベルク上級州裁判所刑事部裁判長に就任することができた。区裁判所参事官のホーナーは、宣誓供述書の中で、自分が教会の利益になるよう肩入れしたことを理由にヘッセン分管区長官のシュプレングャーから攻撃を受けたが、シュレーゲルベルガーは厳しい立場にありながらも、そのような自分を支援してくれたとはっきり述べた<sup>54)</sup>。

グラムは、シュレーゲルベルガーと共に出張に出かけた際に、常に「非政治的な部下」を支え、いかなる場所、いかなる状況においても、「政治的立場と見解の多様性が対立しないように調停し、部下の官僚に対しても自分自身の立場を堅持する

ことを」試みたと、アメリカの軍事裁判所において供述した<sup>55)</sup>。そのとき彼は、1936年にダルムシュタット上級州裁判所地区で発生したと言われている1つの対立についても供述した。そこでは、すでに上述の分管区長官のシュプレンガーが司法の判断が気に入らないことを理由に介入していた。シュレーゲルベルガーは、その場で設けた話し合いの後、シュプレンガーに対して介入のための情報を「たれこみ屋」のように提供したのが、上級検察官のクラウスであったことを知った。シュレーゲルベルガーは、そのこともあってクラウスに話し合いに応ずるようベルリンに呼びつけた。グラムは、証人として話し合いに関わるよう同じように命ぜられた。グラムは、この話し合いについて次のように述べた。「官僚が、その態度を理由に名誉毀損のような厳しい非難を受けねばならないことを後にも先にも経験したことはありません。シュレーゲルベルガー博士は、この話し合いにおいてクラウスに対して述べました。もしもグラムが分管区長官のシュプレンガーのところに行って部下を密告するならば、懲戒手続の措置をとり、職務不適合を理由に解任するつもりであると」。

親衛隊機関紙「黒の軍団」は、一部の裁判官や検察官に対して、国家社会主義とは相容れない態度をとっていることを理由に攻撃し、個別的に断罪し、中傷したが<sup>56)</sup>、シュレーゲルベルガーは、その攻撃に対して、このように公表された記事を訂正させるために繰り返し努力した。

法律家裁判にかけられたシュレーゲルベルガーを援助しようと試みた証人たちの供述は、シュレーゲルベルガーの人事政策を統計的に概観することはできなかった。しかし、シュレーゲルベルガーが党による攻撃から彼の部下の官僚を守り、彼らを留任させるために繰り返し努力したことを明らかにしている。

ギュルトナーもまた、しばしば強い調子で部下を支えた<sup>57)</sup>。彼と党の要職者の間で、私設調査官のハンス・フォン・ドーナニを司法省参事官に就任させるか否かをめぐって争いがあったが、その争いの事例は赤裸々であった。しかしながら、ギュルトナーはドーナニを就任させることはできなかった<sup>58)</sup>。もともと、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーの人事政策の「成功」を示す重要証拠として、特にティーラックが職務を引き継いだ後に役職者を包括的に入れ替えたことは引き合いに出された。

しかし、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーの人事政策には、国家社会主義体制とその不法政策に対する抵抗は見られなかった。若干の例外を除けば<sup>59)</sup>、ギュルトナーとシュレーゲルベルガーによって守られた官僚は、彼ら2人に対してだけでなく、体制に対しても十分なほど忠実に仕えた。その官僚たちの大半は、昔から仕

えてきた狂信的な国家社会主義者ではなかった。常に党の役職者から好かれていたわけではなかった。だからといって、それが彼らが忠誠心を翻すことへの理由にはならなかった。若干の例外を除けば、司法省の官僚は国家社会主義の政策に対して、ギルトナーやシュレーゲルベルガーと同じように抵抗しなかった。確かにギルトナーもシュレーゲルベルガーも、常に司法省として部下の官僚の卓越した専門的な能力を最大限重視したが、それ以外の点では、官僚の全員が多かれ少なかれ国家社会主義の表象的概念を法的日常へと変換するために責任を果たした。それと比べて、もしも昔から仕えてきた党の出世頭が——専門的な能力のある者はほとんどいない——司法省のほとんどの上級職を占めることに成功していたならば、ギルトナーとシュレーゲルベルガーの権威は失墜していたであろう。要するに何が重要であったかという点、それはギルトナーとシュレーゲルベルガーが自分の地位を維持することが重要なのであった。司法省の要職をめぐるフライスラーやティーラックのようなタイプの人物がもっと多く指導的な地位に上り詰めていたならば、ギルトナーやシュレーゲルベルガーもそれ以上職にとどまることはできなかったであろう。この2人が党の役職者としてしばしば激しい対立を迫られるような人事問題に関わったのは、実は彼ら自身の地位を守るための闘いであったからである。もっとも彼らはその地位にいながら、ヒトラーや国家社会主義者とは対立せず、ただ体制の他の権力エリートと衝突しただけであった。

国家社会主義者の権力掌握後にすぐさま実体刑法の改正が求められ、それは実現された。それは司法の独立性の実際上の犠牲の上に成立した。犯罪に対して峻厳な措置を十分に講じていないのではないかという非難が繰り返し司法機関に向けられたが、それでも法律による拘束というものがあることを指摘して対応することがまだ許されていた。裁判官が国家社会主義者の法感情を公然と拒否する勇気がなくなり、多くの人々も徐々にそれを拒否しなくなったが、とにかく妥当する法律に拘束されていることを単純に指摘することは続けられた。処罰が求められ、より峻厳な刑罰が「望まれている」としても、記述された法が裁判官の裁量に歯止めをかけ、それによって望まれた処罰に歯止めをかけることを、法律家は盾にとることができた。

シュレーゲルベルガーが刑法には遡及禁止原則というものがあることを指摘して、国家社会主義者によって求められたヴァン・デル・ルッペの処刑に真っ先に精力的に反対したのは、そのような事情があったからである。それにもかかわらず、1933年3月29日の法律<sup>60)</sup>によって彼を処刑するに至ったのは、司法の独立性への重大な侵害をも意味した。

もっとも、より徹底的な効果を発揮したのは、1935年6月28日の法律による刑法上の類推禁止原則の廃止であった<sup>61)</sup>。その法律によって取り入れられた刑法2条は、もはや次のような条文になった。「法律によって可罰的であると宣言された行為または刑法典の基本思想および健全な民族感情に従えば処罰に値する行為を行った者は処罰される。その行為に直接的に適用される刑罰規定が見あたらない場合、法律の基本思想がその行為に対して最も良く適合しているところの法律に従って処罰される」。帝国司法省の刑事部長エルンスト・シェーファーは、「ドイツ司法」誌に公表した論文の中で、この法律は刑事裁判官の立場にも影響を及ぼしたことを指摘している<sup>62)</sup>。つまり、もはや法律が唯一の法源ではなく、裁判官はそれと併せて「法律を担っている法思想および健全な民族感情」をも指針にしなければならなくなったのである。シェーファーは「刑法の法源の拡大」であると定式化して、次のように続けた。「最終的には、それと同時に裁判官の自由な立場をも否定する。裁判官は、実体的正義に奉仕するにあたり、刑罰法規の本来の意義を超えて、その法規を担っている法思想と健全な民族感情とが一致することを承認する。そして、一定の刑罰法規を法創造的に適用することによって、将来に向かって正しく罪を償わせることができるし、またそうすべきである」。拡大されたのは裁判官の自由の程度ではなく、国家社会主義の恣意の道具として司法を濫用しようとするあの人々の影響力であった。そのことは、誰の目にも明らかであった。裁判官の裁量権が拡大するに伴って、裁判官への政治的な監督もまた強化された<sup>63)</sup>。

裁判官に対する直接的な政治的な監督は、行政的に、そして法律を通じて可能になった。そのために設けられた最初の条件は、1935年のいわゆる司法の帝国化であった。それによって、フランク、ティーラック、ローテンベルガー、ケールのような人物は、州司法大臣の職を失うことになったのは確かである。しかし、それにもかかわらず、裁判官と司法官僚は、より厳しい指導にさらされることになった。それ以降、司法省の上級官僚職への監督の職務を担当することになったのは、ギュルトナー、シュレーエルベルガーとフライスラーしかいなかった。1935年3月15日の「帝国司法行政の領域における懲戒処分法の経過規定のための命令」<sup>64)</sup>によって、帝国司法省は、裁判所の判断を踏まえることなく、帝国裁判所およびその他の最高位の裁判所の裁判官に懲戒処分を課すことができるようになった<sup>65)</sup>。

すでに以前から部分的に実務に取り入れられていた伝達・報告の義務を一般的に導入することによって、司法行政の組織構造の変化に対して最も直接的な影響力が行使された<sup>66)</sup>。1934年12月、帝国司法省は、1つの秘密処分令を公布した。それによると、検事局は、内乱罪、国家反逆罪および特別裁判所管轄の犯罪について、手

続の開始と結果に関する最も詳細な情報をベルリンの司法省の本省に報告することが義務づけられた。この検事局の報告義務は、その後の経過の中で、政治的に重要な刑事手続全般に拡大適用された。

1935年12月以降、検事長はさらに2ヶ月毎に極秘の「状況報告」を提出するよう指示を受けた。それは、まるで「政治的な天気予報」とでも言えるようなものであり、都合の良いことも、また悪いことも共に報告することになっていた<sup>67)</sup>。1936年1月以降は、同様のことが上級州裁判所長官にも向けられた。極秘の状況報告は、大臣と事務次官にだけ提出された。局長に提出されることは、あまりなかった。

このような通常はありえない措置によって、司法省の一部は、解決困難な組織構成上の問題に直面させられた。ベルリンでは、司法省が帝国全体においていかなる職務に従事しているのかについて、可能な限り概観することが求められた。おそらく、司法省の職務を概観する際、党の役職者、新聞各社、党の重鎮の側から裁判に向けられた批判に、可能な限り前もって従うよう努力をすることが基準にされたに違いない。他方で、その措置によって現場の司法機関が自己責任を負わねばならないこともあったが、ベルリンの政治指導部の責任については、自分たちには有利になるように相当限定された。ギュルトナー、シュレーゲルベルガー、フライスラーは、その後の経過においても、報告義務制度を導入することによって、現場を統制するために益々活用した。「ドイツ司法」誌という司法省の機関誌において、刑法調査官に刑事判決の問題点を指摘させ、また刑事判決を称賛させたのは、とくにフライスラーであった<sup>68)</sup>。ギュルトナーとシュレーゲルベルガーは、「安楽死作戦行動」に責任を負う部署に対して異議申立するために、検事長と上級州裁判所長官の状況報告を利用した<sup>69)</sup>。

司法の独立性に対するさらなる攻撃は、1937年1月26日に成立したドイツ官吏法<sup>70)</sup>の新規定によって強められた。同法71条1項によって、ヒトラーは国家社会主義への支持をもちや保証しない公務員については、誰であっても退職させられる権限を常に個人的に与えられることになった。この規定は、同じように司法省の官僚にも適用された。そのため必要な調査手続は、その時々管轄権を有する省庁によって、つまり司法の領域の場合は帝国司法省によって進めることができた。それは、あらゆる裁判官が新たな攻撃的な政治的圧力にさらされることを意味した<sup>71)</sup>。

しかし、帝国司法省は、裁判所の本来的な判決行為に関しては、重要な例外規則を適用することができた。ドイツ官吏法171条1項3号によれば、裁判官がその行動において行った判断の実質的な内容を理由にして、71条に基づく退職強要を行うことはできなかった。

これは裁判所を保護する規定であるが、シュレーゲルベルガーは、この保護規定が導入されたのは、自分自身が「司法省の公的・法的部局の指揮者として、その導入のきっかけを作った」からであり、法律家裁判はその功績を認めるべきであると求めた<sup>72)</sup>。ドイツ官吏法171条2項によれば、この特権は、それ以外にも帝国会計監査院とプロイセン上級会計監査院の官僚にも認められ、その実際上の独立性の保証に役立った。

シュレーゲルベルガーが裁判官のためにこの保護規定の導入のきっかけを作ったことが実際にそうであったとしても、それは彼が裁判所の独立性のために部分的な成功を勝ち取った最後でしかなかった。退職強制というダモクレスの剣は、裁判官の頭上に振りかざされているが、国家社会主義の立法者が、裁判官の独立性を再度明示的に確認したことを常に引き合いに出すことができた。

とはいえ、ヒトラーはドイツ官吏法171条の独立性条項を再び取り消そうと考えた。しかし、ギュルトナーは粘り強くこの規定を維持することを勝ち取った<sup>73)</sup>。

しかし、ヒトラーは今度は裁判所の職務に直接的に介入し始めた。それに必要なきっかけを彼に初めて与えたのは、ゲツツェ兄弟事件であった。この兄弟は、ベルリン近郊で自動車の強盗を多数回行った嫌疑で裁判所に起訴された<sup>74)</sup>。ヴァルター・ゲツツェは2件の謀殺を実行し、弟のマックスは数回の強盗に際して倒木を用いて手助けしたこともあって、この事件は著しく一般国民の耳目を引き付けた。公判が終了する4日前の1938年6月20日、ヒトラーは両被告人を死刑に処することを期待していると帝国司法省に伝えた。

しかし、死刑を科すことは、少なくともマックス・ゲツツェの事件ではできなかったことは言うまでもない。それにもかかわらず、総統の期待を裏切らないために、ギュルトナーは組織的な手品のようなことをやってのけた。それは、自動車運転者への攻撃を企てた者に死刑を科すことを明記した遡及効を伴う法律案に、ヒトラーが2日後の6月22日に署名するというものであった。1938年6月22日の「自動車運転者への街頭強盗に対する法律」<sup>75)</sup>は、死刑を定めた平時の最後の法律であり<sup>76)</sup>、次の条文から成り立っていた。「強盗の目的により自動車運転者への攻撃を企てた者は、死刑に処する」。

ギュルトナーは、ここでは一転して職務に熱心になった。そのことは、諸関係がすでに変化していたことを明瞭に示している。しかし、ギュルトナーは、その従順さを全く示さなかった。何故ならば、彼はその法律のために、少しの間、ひどく冷遇されざるを得なかったからである。シュレーゲルベルガーは、後の法律家裁判において、その扱いを詳細に述べた<sup>77)</sup>。

ニュルンベルク特別裁判所に自動車強盗の嫌疑で起訴されたヘラーという名前の人物が話題に上っていた。彼には死刑判決が言い渡されることが予想されていた。大管区長官のシュトライヒャーと大管区法務長官のデンツラーは、ちょうど偶然にニュルンベルクに滞在していたヒトラーに自動車運転者への強盗罪の新法を適用するための事例としてこの事案を紹介した。しかし、この事案は、純粹に自動車運転者への攻撃が問題にされた事案ではなかったため、そのような法の適用が可能かどうかの問題視された。党の代表者は、その手続を明らかに加速させるために、帝国司法省に対して電話をかけ、どのような態度をとるつもりでいるのか、問い合わせた。その当時妥当していた刑事訴訟法453条によれば、恩赦法の適用の可能性がある場合には、帝国司法省は死刑の執行前に態度を決定しなければならなかった。しかし、担当官は態度表明することを拒否した。というのも、ヘラー事件は、それとは異なる事案であったため、恩赦法が適用されるのではなく、最高位の裁判所である帝国裁判所の判断を受けるべき法律問題に関連していたからである。しかし、デンツラーは、担当官の態度表明を受け入れようとはしなかった。彼はヒトラーに苦情を申し出て、ギュルトナーが自動車運転者強盗罪の適用の妨害を企てていると非難した。シュレーゲルベルガーが後に法律家裁判において述べたように、「（デンツラーは）ギュルトナーを追い落とすために、これで十分であると自慢していました」。ヒトラーは、この申し出に基づいて、司法大臣が態度表明をするのを待つことなく、また帝国裁判所が判断を下すのを待つことなく、死刑を執行するよう命じた。

ヒトラーの直接的な介入は、刑法の領域に限定されなかった。民事法の分野においても、今やこの最高位のレベルから指示が出されるようになった。何よりもこれを印象深い方法で文書化したのは、国家保安省（SD）の極秘状況報告書であった。1938年以降、親衛隊の国家保安省（SD）は、極秘状況報告を作成し、これに基づいて様々な社会領域において国家社会主義の世界観を実践し、成功例と失敗例を一覧表にまとめた<sup>78)</sup>。その際、特別の視線が司法に向けられた。1938年の年次報告には、1938年7月6日公布の婚姻法<sup>79)</sup>の適用に関して、「判決には相当な不安定」が見られることが記されていた<sup>80)</sup>。この法律は<sup>81)</sup>、党に忠誠を誓う法務部の役職者の衝動によって可決され（シュレーゲルベルガーは自動車運転者強盗罪法を制定するために、婚姻法の成立には関与していなかった）、離婚の権利を緩和することを内容としていた。これまでに妥当していた有責主義は、すでに他の諸国で実務に取り入れられていた限定破綻主義によって取り換えられた<sup>82)</sup>。

もっとも、そこにおいて求められたのは、「離婚を個人主義的な婚姻観の意味に

において理解し、一般に容易にすること」ではなく、「民族共同体にとって価値のない婚姻を解消することができることを認めること」であった<sup>83)</sup>。国家社会主義の人種イデオロギーによれば、今では「生殖の拒否」(48条)、伝染病または「不快」な疾病(52条)、および妊娠不能(53条)もまた離婚事由として承認されるようになった。それ以外の離婚事由については、あいまいな一般条項として定められ、それによって裁判所には幅広い裁量の余地が与えられた。例えば、55条が破綻を理由とした離婚を規定したのは、そのような事情があったからである。

国家保安省の報告書において確認されているように、新法が制定されたために、離婚の訴えの数は増加した<sup>84)</sup>。裁判所は一般条項を解釈適用するにあたって、訴えがあれこれの事案で異なったため、その判断はまずもって大幅に異なった<sup>85)</sup>。ただし、一般的に見て判決の安定性は年を追う毎に増大した。国家保安省はこのように1938年の極秘報告書において報告をし、それがそのような確認を形成するきっかけになったことは確かである。「その判決が国家社会主義の側からしばしば攻撃され、果たして裁判官の独立性や不可侵性の原則を放棄するのか、それとも堅持するのかという問題が公然と議論されるようになったが、そのような判決が部分的に(例えば婚姻事案がそうである)言い渡されるようなことがあろうとも<sup>86)</sup>、判断の安定性は増大した。

とはいえ、このような批判を呼び起こした判断は、裁判官の保守的なルサンチマンや新法との関わり不安定さから生じただけではなかったのかもしれない。むしろここで重要であると思われるのは、裁判官が法律が制定される以前にすでに離婚事案について繰り返し経験を積んでいたこと、当事者が国家社会主義的なものを引き合いに出さなければ離婚できない場合には、常にそのように引き合いに出していたことである<sup>87)</sup>。

国家社会主義の側から求められた判決が統一性を持つに至るまで長い時間を要しなかった。国家保安省は、すでに3ヶ月後、つまり1939年の最初の3ヶ月間に關する極秘報告の中で満足のいく展開を確認した。不満足な判断に至ったものもあったが、それは婚姻法が判決の中で純粹に形式主義的に解釈されたことが理由であると示された。「それにしても、統一的で、異議を唱える余地のない判決は、報告時から時が経つにつれて貫徹された。特に帝国司法省は、これに関する指針を提供し、誤判に対する批判は、部分的に實際上正当なものとして承認された<sup>88)</sup>」。

この指針は、1939年1月24日の会議の席で、司法省から上級州裁判所長官に伝えられた<sup>89)</sup>。その前にランマースは、ギュルトナーに宛てた手紙の中で、ヒトラーが婚姻法55条の一般条項の解釈に対して不満を漏らしていることを伝えた。彼は、裁

判所の解釈に対してヒトラーが主張した反対意見を伝え、次のように付け加えた。「総統が第3帝国の最終的かつ唯一の立法者として、彼によって公布された法律に、彼によって与えられた解釈だけが意義があるのです」<sup>90)</sup>。

ギュルトナーは、1939年1月24日の会議の場で、離婚法に関して服務規程やそれに類似するものは存在しないと指摘した。ただし、帝国裁判所は問題を解決しなければならないし、「法律を実務にとって取り扱い可能なもの」にしなければならないため、司法省として明白な指示を出すことを忘れなかった<sup>91)</sup>。そのような指示を受けた最高位の裁判所の判事は、彼らに委託された事柄を理解していた。その問題を管轄する帝国裁判所第6部は、今や国家社会主義の人口政策の意味において婚姻法の規定を解釈した<sup>92)</sup>。シュレーゲルベルガーは、交通事故で受けた傷のために、その職務に従事しなかった。

さらなる分岐は、1939年9月の開戦に伴って起こった。1939年9月16日制定の法律<sup>93)</sup>によって、いわゆる「特別抗告」が導入された。これによって、今や法的に既判力のある判決であっても、それを帝国裁判所ならびに民族裁判所の上級帝国検察官が裁判所の「特別部」にその事案を新たに審理させ、破棄させることができるようになった。このような事態の進展の糸口を再び作るきっかけになったのは、自由刑を死刑に変更するヒトラーの希望であった<sup>94)</sup>。その事件は1939年7月に起こった。それは民族裁判所において判決を言い渡されたが、問題になったのはその判決であった。ギュルトナーもフライスラーも、ちょうどその場に居合わせていなかったため、シュレーゲルベルガーが総統の希望を実現しなければならなかった。しかし、民族裁判所の判決に対しては上訴できなかったため、問題が生じた。それゆえシュレーゲルベルガーは、マイスナーに電話をかけて相談し、「ここで提起されている種類の手続を再審にかけるために、遡及効を伴う一般的な法規則が設けられるべきである」と話し、ヒトラーの指示を理解していることを伝えた<sup>95)</sup>。この事務次官は、総統の考えを正確に理解していた。すでに新しい刑事訴訟法改正案では、「特別抗告」が計画されていたため、ヒトラーの希望は1939年9月16日制定の法律によって再び短時間のうちに実現された。

ヒトラーは、「特別抗告」によって、法の形式の点においても、彼が希望する通りに確定判決を変更できる道具を作り出した。シュレーゲルベルガーは、その点について、帝国司法大臣代行の時にヒトラーに宛てた1941年3月10日付けの手紙の中で次のように書いた。「毎日のように届けられる数多くの判決の中で、充足すべき要件を全く満たしていない判決が、今でも時おり見受けられます。私はそのような事案について必要な措置を講ずるつもりです。そのような判決を早く取り除くため

に、総統！ 貴殿は刑事事件に関して無効の訴えと特別抗告を創設されました<sup>96)</sup>。特別抗告を行うのは上級帝国検察官であり、彼らは特別抗告によってヒトラーの直接的な要求に従った。いわゆる「特別部」は新たな判断を示すにあたり完全に拘束されていた<sup>97)</sup>。

ほどなくして、確定判決を変更する法的手段がさらに創設された。1940年2月21日公布の命令<sup>98)</sup>によって、「無効の訴え」が導入された。「法律を遵守するための無効の訴え」は、すでに1877年オーストリア刑事訴訟法に定められていた<sup>99)</sup>。しかし、それは被告人に有利な場合にだけ認められ、さらに「法の統一性」に役立つものでなければならぬとされていたが、1940年2月21日命令によって、それ以外の目的が追求できるようになった<sup>100)</sup>。「無効の訴え」もまた、「特別抗告」と同じように、被告人にとって不利な場合でも、確定判決に対して提起することができた。「特別抗告」に関しては、民族裁判所および帝国裁判所の「特別部」しか判断できなかったが、「無効の訴え」に関しては、帝国裁判所の通常の刑事部の全6部が管轄権を有していた。これによって、特別抗告を受けた判決を破棄し、事案そのものに対して判断を言い渡すか、あるいは下級審に対して事案を新たに審理するよう指示を出すことができた。無効の訴えの提起の管轄権は上級帝国検察官にあったが、さらに上級検察官と帝国司法省が「職務上」提案するだけでなく、有罪の宣告を受けた者とその弁護人もまた、上級帝国検察官に対して提案することができた。

「特別抗告」は、そのような手続に関連づけられることによって、最高の政治的利益をもたらしたが、あまり重要ではない判決については、無効の訴えによって政治的に訂正することができた。その結果、特別抗告よりも、無効の訴えに基づく手続の方が数としては多かった<sup>101)</sup>。

2つの新制度は、戦争が継続する中で、厳罰化判決の強化に重要な役割を果たした<sup>102)</sup>。幾つかの確定した自由刑が死刑に変更されただけではない。最高位の人から指示が出されれば、そのような判決を変更できることを裁判所は知ったのである。それが被告人から法治国家的保障をさらに取り除くことになったことは言うまでもない。さらには裁判所は自らを法律行為ができない禁治産者として扱うことをも意味した<sup>103)</sup>。

しかし、シュレーゲルベルガーは、特別抗告と無効の訴えの導入を正当化することを法律家裁判において試みた<sup>104)</sup>。戦争のための人事不足になった結果、しばしば経験の乏しい者が刑事裁判官の職に就き、そのために法的安定性は正義のために犠牲にならざるをえなかった。それまで主張されていたような上訴権の発展は、最終的に避けられなかった。シュレーゲルベルガーは、このように述べて無効の訴え

を導入したのである。その導入の際に、すでに行われた様々な議論を用いたに違いない。特別裁判所の管轄権が益々拡大した。言い渡された判決は異論を差し挟む余地がなく、取り消し不可能であった。しかし、誤判がある場合にはそれを訂正し、判例の統一性を維持する必要がある。そのためには無効の訴えに依拠する以外になかった<sup>105)</sup>。このような議論が用いられたに違いない。しかしながら、特別裁判所の判決の中において是正されなかったもので、被告人に有利な方向で帝国裁判所によって是正されるような事案は、比較的僅かしかなかった<sup>106)</sup>。シュレーゲルベルガーが、法律家裁判の被告人として、この途方もない正当化論を主張せざるをえなかったのは、彼が司法大臣代行として最高位の地位に立って、特別抗告と無効の訴えを手掛かりにして、一連の事案に関して最悪の司法犯罪に奉仕したからである。

シュレーゲルベルガーがギルトナーの死後、その職務を引き継いだ時、彼が司法官僚として何よりもまず取り掛かったのは、党の第一世代と同じように、ヒトラーに対して忠誠を誓った家臣であることを証明することであった。そのために、シュレーゲルベルガーは、1941年3月10日に個人的な手紙をヒトラー宛てに書いた<sup>107)</sup>。彼はその手紙を総統に対して個人的に——側近を通してではなく——手渡すことを申し出た<sup>108)</sup>。そして、同じ3月10日付けのランマース宛ての手紙の中で——彼はヒトラー宛ての手紙のコピーをランマースに送った——ヒトラー宛ての手紙の意義を同じように強調した。「私は、総統ができるだけ早くこの手紙を手にするのを最も重視しています」<sup>109)</sup>。ヴァインカウフは、ヒトラー宛ての手紙を就任の挨拶状であると指摘した<sup>110)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、この手紙によってヒトラーに提案した。それは、確定判決を事後的に訂正する可能性——それは無効の訴えと特別抗告によって刑法において成立した可能性と同様のもの——を民法においても作り出すことであった。その手続の再審査請求権は、帝国裁判所付上級帝国検察官に付与された。民法学者であるシュレーゲルベルガーは、さらにその先へと進んだ。事後的な判決訂正を誘発しようとする判断にならないようにするために、彼は、「民事の事案に検察官を招いて協力してもらうこと、つまり検察官が紛争当事者の個人的な利益に対抗して民族共同体の法を妥当させる」ことをさらに提案した。彼は2つの提案を——ヒトラーに手紙の中で伝えたように——すでに命令草案の形でまとめた。

その手紙は、考え得る限りのへりくだった従順な調子で書かれた控え目なものであった。判決と国家社会主義の権力者の意思とが一致しているかどうかの問題になったとき、新しく就任した最高位の司法官僚は、ヒトラーの最も忠実な奉仕者で

あることを自ら示したのである。

彼は強調した。必要なことは「裁判官を正しく国家を意識した思想へと益々導くこと」である。ただし、彼はこれに1つの注文を付けて、言葉がとりうる最も謙虚な表現を用いて、次のように書いた。「我が総統、もしも貴殿が判決に賛同できない場合、私に伝達することを決めていただければ、測り知れない光栄に存じます」。シュレーゲルベルガーにとって重要であったのは、ヒトラーが司法省と関りを持ちながら、判決に介入することを阻止することであったことが分かる。判決を国家社会主義の意味において制御するのは、ヒムラーの機関でも、党の役職者でも、ヒトラー自身でもなかった。それを唯一管轄していたのは、ヒトラーの指示を受けて党に入党するよう指名を受けた保守的な官僚だけであった。そして彼は、「判決が国家の指導部の意思に一致しない場合には、裁判官に注意喚起する」義務が自分にあることをヒトラーに約束することによって、その手紙を結んだ。

司法省において執行されてきた司法業務がこれ以降なくなることを回避する試みは、シュレーゲルベルガーにとって疑問の余地のない試みであった。シュレーゲルベルガーは、ヒトラーが幾つかの判決に対して激昂していることを知らされたが、個別的にどの判決を問題にしているかは分からなかったでの、ランマース宛ての手紙の中で、このことを指摘した。ランマースは、司法省の業務をなくそうとしている動きに反対し、シュレーゲルベルガーの試みに理由があると主張した。そのようなこともあって、シュレーゲルベルガーは全力を傾けて誤判に対する措置を講ずるつもりであると、ランマースにも約束したのである。シュレーゲルベルガーは、ヒトラーの目にかけてもらうために、最も重要な仲間と見なした人物には、自分の地位が無視されることをいかに恐れているかを包み隠さず打ち明けた。「しかも、さらに言うと、総統がどの判決に対して異議を唱えておられるのかについて、司法省の指導部がそれを知っていることは、帝国の司法にとって、また帝国の司法が妥当するためにも重要な意味があります。司法大臣が知らないような雰囲気を作り出すことほど危険なことはありません」。シュレーゲルベルガーは、ランマースに対して再度繰り返し強調した。「取り返しのつかない結果が生じないうちに、総統が司法大臣と直接関わりを持つといったこの試みを大急ぎで実現されねばなりません」。

シュレーゲルベルガーが認識していたことでもあるが、この危険はギュルトナーの死後、特段に強まった。ギュルトナーは、ミュンヘンで一揆を起こした時のヒトラーに決定的な援助を与えたこともあって、大臣としての権威を常に自由にできた。しかし、シュレーゲルベルガーは司法省の大臣代行でしかなかったため、大臣の権威を行使することも、ヒトラーと直接連絡することもできず、さらにヒトラー

が戦争に突入したために、その配下にいる大臣らと話しをすることすらほとんどできなかった。そのことが彼の状況を著しく困難にした<sup>111)</sup>。野心の強い法律家は、司法省はこのままではヒトラーの指導のもとで意味のない存在になりかねないことを悟った。

今や彼はこの展開を好転させるために、民事手続に検察官を関与させることをヒトラーに提案したのである。しかも、この提案は民事法学者にとって犠牲をこうむること意味しなかった。その当時妥当していた民事訴訟法によれば——今日においてもなお——、婚姻および家族の事案（民事訴訟法607条、632条、634条、640条）と禁治産宣告の事案（民事訴訟法646条、652条）については、検察官が関与することは可能とされていた。さらに国家社会主義の支配の下で、証券取引法77条、98条、破産法19条および抵当権満期令20条にも検察官関与規定が定められていた<sup>112)</sup>。1940年のイタリア民事訴訟法に民事手続への検察官関与の原則規定を盛り込んだのは、シュレーゲルベルガーと親交の深かったイタリアの全体主義的司法大臣のグラフ・グランデであった<sup>113)</sup>。

国家の代表機関による民事訴訟への原則的関与という問題については、帝国司法省の「ライバル業務組織」<sup>114)</sup>であるドイツ法学会において検討されてきた<sup>115)</sup>。民事法部会の会長を務めたフォルクマールは、1937年10月の検討会に参加し、議論のための問題提起を行った。もっとも、その提案においては、どのような種類の国家代表機関を重視すべきであるかは、依然として不明確なままであった。フォルクマールの提案は、最終的に民事法部会の委員の圧倒的多数が拒否したため、斥けられざるを得なかった。

その翌月の1937年11月27日、帝国裁判所長官が副長官および裁判長と会議を持ち、同じ議題に関して意見が交わされた。この会議において問題提起をしたのは、特別に会議に出席するためにライプツィヒに派遣されたシュレーゲルベルガーであった。会議の冒頭、彼は、一般国民の観点から見ても通用するような「法的な道筋を見出すこと、あるいはそれを創り出すこと」<sup>116)</sup>が問われていると提案した。この提案に対しては、裁判官の独立性を侵害するおそれがあると、検察官から反対意見が出されたが、裁判所は考慮される視点と立場の全てを報告できるようにしておかなければならず、そうすることによって判断の自由が侵害されずにいられるのだと述べて、シュレーゲルベルガーは自分の提案を取り下げなかった。しかし、民事訴訟手続をより客観的なものにするのが、シュレーゲルベルガーにとって重要なことではなかった。そのことが明らかになったのは、次のような反論がなされたときであった。たとえ検察官であっても、健全な民族感情に関しては、真義誠実の原則

は何らかの立場を必要としているということ以上に、それを説明することはできないと反論が出た。また、例えば帝国政府は健全な民族感情の問題について態度を明らかにしていないがゆえに、その内容は分からないという発言もあった。シュレーゲルベルガーは、これらに対して怒りを露わにした。彼は用心深い裁判官に対して魅力あるものに見せるために、表向き裁判所に有利に作用する負担軽減効果さえをも提案した。しかし、裁判所は、ドイツ法協会の同僚らと同じように、民事手続への検察官関与の考えに対して拒否する姿勢を崩さなかった。

シュレーゲルベルガーにとって重要なことは、政治的に重要な意味を持つ民事訴訟に直接的な影響を及ぼすことであった。彼が帝国裁判所の裁判官に対して、結語の中で次のことを述べた時に、そのことが明らかにされた。民族共同体は、既存の法状況に基づいて、公的な利害や関心を持つが、それを国家の側から見たとき、その利害や関心を「政府の立場に関する見解を伝達する」<sup>117)</sup>という形式によりさえすれば実現することができると思うのは望ましいことではないと。

この目的を達成するために適した手段は検察官であった。それは、裁判所と同様に、少なくとも形式的には独立しておらず、上級機関に直接的に従属している。政治的な関心が向けられた事案において——「一般国民の関心」という概念はこのことを念頭に置いている——省の希望を直接的に裁判官に説明することは、検察官によって可能になる。しかし裁判官は、司法省が一度でも検察官を介して民事手続に介入するなら、検察官の提案に対して厳しく反対することはほとんどできなくなるであろうと薄々感じていた。<sup>118)</sup>

シュレーゲルベルガーは、例えばハンブルクで行った講演のときのように、彼の計画を実現するために協力者を探すことを何度か繰り返したようである。しかし、拒絶的な態度をとる裁判官の統一戦線は微動だにせず、事務次官は彼の計画を棚上げせざるを得なくなった<sup>119)</sup>。

シュレーゲルベルガーが省の指導を引き継いだ後、ようやく彼の計画を実行に移す時が訪れたと思われたときでさえ、上級州裁判所の全ての長官が1941年4月の帝国司法省の会議の場で民事手続への検察官の関与に対して反対を表明した<sup>120)</sup>。しかし、彼らの拒否はもはや意味を持ち得なかった。シュレーゲルベルガーは、ランマースに宛てた手紙から明らかのように<sup>121)</sup>、その間にも司法の強化された結合を内容とする彼の計画を帝国の指導者マルティン・ボルマンに理解してもらうために——シュレーゲルベルガーは彼のことを恐れていたが——、彼に会いに行った。

シュレーゲルベルガーが戦争の指揮に従事していたヒトラーに直接押しかけることはできなかったが、1941年4月7日、ランマースはシュレーゲルベルガーに宛て

た手紙の中で、1941年3月10日付の手紙を総統に手渡し、次のような反応を受けたと報告した。「貴兄が、裁判所の誤った判断が可能な限り除去される裁判を作り上げるために、民事手続においても努力をしていることに、そして貴兄が総統の見解を裁判官に伝達することに特別な価値を置いていることに、総統は関心と満足の意を表しながら気づいておられます」<sup>122)</sup>。

このようなこともあって、シュレーゲルベルガーは、1941年4月10日、民事事案への検察官の関与に関する法律案を伴った閣僚会議への提案をランマース宛てに送付した。その際、彼は少なくとも書面の回覧という方法を用いて授權法に基づいて法律を議決することを要請した。それは、閣議に出席した帝国の大臣たちがすでにその法案に賛成していたからに違いない。

そのような状況は、さらに1941年7月15日まで続き、最終的に「民事事案への検察官の関与に関する法律」<sup>123)</sup>が議決された。シュレーゲルベルガーは、命令として制定するために案文を立案したのであるが、同法にはその案文を若干変更した規定が含まれていた<sup>124)</sup>。シュレーゲルベルガーの命令案によると、当事者は争点に関して当然のこととして事実の主張と証拠手段の提出を自由に行うことができるが、検察官はそれと矛盾しない限りにおいて事実の主張と証拠手段の提出を行うことができるだけであった。しかし、このような限定は検察官関与法にはなかった。さらにシュレーゲルベルガーは、命令案において、上級帝国検察官の請求に基づく再審手続は費用を要しないことを計画していた。

その法律が7月になってようやく議決されたのは、戦争という出来事があったため、ヒトラーがその案件を比較的副次的なものと感じたからであろう<sup>125)</sup>。いずれにせよ、この点を明らかにする資料は存在しない。ただし、シュレーゲルベルガーが法律の起草者であったという事実は疑う余地はない。フライスラーもある論文の中で、彼のことを「法律の創造者」と祝福し<sup>126)</sup>、シュレーゲルベルガーによって共同編集された「社会的実践」誌の中で、「総統はシュレーゲルベルガーの提案に基づいて」その法律を公布された<sup>127)</sup>と報告した。

検察官関与法の核心となる規定は、第1条であった。それによると、検察官は、「民族共同体の立場に立って考慮されるべき事情を貫徹するために」、民事手続に関与することができることとされていた。検察官は付帯当事者でもなく、訴訟を請求することも、上訴することもできなかった。しかし、検察官は裁判所に対して、その法律を説き明かすだけでなく、独立して事実と証拠手段を提示することができた<sup>128)</sup>。それによって何が起きたかという点、裁判官は訴訟の当事者によって提示された事実しか判断の基礎に置けないという民事訴訟において妥当してきた審理原則が否

定されたのである<sup>129)</sup>。何と言っても、このことによって著しく制限されたのは、訴訟における弁護士の立場であった<sup>130)</sup>。確かに普通法に由来する審理原則が廃止されることはなかったが、今では疑問視されるようになった<sup>131)</sup>。

シュレーゲルベルガーは別の提案も行っていたが、それもまたこの法律において実現された。検察関与法2条によると、帝国裁判所の上級帝国検察官には、法律上有効に結審した手続に対して、1年以内において民事大法廷に再審請求する権利があるとされた。それによって、民事法に対して、無効の訴えおよび刑法上の特別抗告と同様の規定が設けられることになった<sup>132)</sup>。ここでもヒトラーは、形式法上、確定した判決を彼の希望にしたがって変更させる可能性を持った。

新しい規定は、通常裁判所の係争・非係争の裁判権だけでなく、7条が規定しているように労働裁判にも適用された。

シュレーゲルベルガーは、すでに言及した「社会的実践」誌上の論文において、次のように解説した。「いわゆる民事法」の領域においては、「法的紛争の事案の場合でも、個人の利益に対する公共の福祉の優越の原則が……自由な訴訟進行の原則に対置される」<sup>133)</sup>。つまり、国家は民事の法的紛争では中立の立場を維持するということが基本的に原則として確定されているが、言い渡された判決が民族共同体の利益を侵害していることを国家が認識している場合でも中立の立場を維持すべきであるというのは、国家社会主義の国家観とは相容れない。再審請求は、「まれに見る例外」でなければならず、時おり誤って述べられているように検察官が裁判所を監督するというのではなく、裁判官が正しい法を発見するのを手伝うのである。このようにシュレーゲルベルガーは書いたが、その時ためらっていることをほのめかした。それどころか、1941年3月10日付けのランマース宛ての手紙の中で、常識的に考えて濫用がなされないようにするために、命令草案では上級帝国検察官の再審請求権を意識的に制限したと主張した。

しかし、このような微調整を図るかのような発言がなされてはいるが、党代表<sup>134)</sup>とフライスラー<sup>135)</sup>からの賛成意見が明らかにしたように、今や裁判官は、民事においても国家社会主義の側から強められた圧力にさらされることは明白であった<sup>136)</sup>。確かに民事手続への検察官の関与は、実務上、わずかな事例に限定されるように思われた。上級帝国検察官の再審請求権もまた相対的にわずかな事例において実務上の意義を獲得しただけであると思われた<sup>137)</sup>。しかし、シュレーゲルベルガーが一心不乱に——それはヒトラーや党代表によって一度も活気づけられる必要などなかった——民事においても判決の制御を強化することを全面的に意識的に試みたことは紛れもない事実である。

ポップは、シュレーゲルベルガーが踏み出したこの一步をもって、司法に残された最後の本領を守ることを試みたと述べたが<sup>138)</sup>、このような仮説はシュレーゲルベルガーがここでは犠牲者として扱われることを想定している。しかし、それは少なくとも民事手続への検察官関与に関して言えば妥当ではないであろう。拒否の姿勢を示した裁判官に対して、彼が提案を伝えた時の激しさを見れば、それは明らかである。民法において、さらには民事訴訟法においては個人の意思が優越するという教義は、彼すなわちゲルマン法学派にとっては目の上のこぶのようなものだったのである。私法と公法の厳格な分離は克服され<sup>139)</sup>、民事法における「度の過ぎた個人主義」を批判することは、この時代において流行になっていたが、彼は飽くことなくそれを公然と批判した<sup>140)</sup>。彼が1938年の「第3帝国における法の発展」に関する論文の中で書いたことは、完全にこの方向を目指していたのである。「民事訴訟は、自制心を欠いた紛争を国家制度を利用して推進する私的な勢力ゲームであってはならない。私人もまた、国家制度が全体としての民族のために創造されたことを知らねばならない。自らの態度が法的安定性を求める全民族の要求に適合すべきであることを知らねばならない」<sup>141)</sup>。それゆえ、検察官は民事裁判において、この「自制心を欠いた紛争」を是正する適任者としての役割を買って出たのである。

法律家裁判では、検察官関与法は問題にはならなかった。これは驚くに値しない。なぜなら、その法律はアメリカ占領地区の州では、1947年の時点において、すなわち法律家裁判の時点では、すでに廃止されていたからである<sup>142)</sup>。民事訴訟における検察官の関与の賛否をめぐる議論は、今日ではすでに収束しているが<sup>143)</sup>、離婚事案、家事事案ならびに禁治産手続においては、検察官は今も当時妥当していたままの法状況に従って、民事訴訟において活躍している<sup>144)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、ヒトラー宛ての手紙の中で約束したように、裁判官をこれまで以上に正しく国家を意識した思想へ導こうとした。彼はそうすることによって、裁判官を国家社会主義の指導の下に全面的に従属させることができると考えた。ギュルトナーの死後、最高位の裁判所の長官および検察官との最初の会議が開催されたとき、その機会が彼に訪れた。1941年4月23日に開催されたこの会議において、精神病患者に対する秘密裏の大量殺人、いわゆる「安楽死事案」をめぐる司法機関に重大な混乱に陥ったことが特に議題として取り上げられた<sup>145)</sup>。シュレーゲルベルガーは、この会議の開催への祝辞の中で、この最初の大量殺人に対する捜査の全てを打ち切るように仕向け、集結した最高位の法律家に対して党綱領の意味における国家社会主義思想の下に完全に服するよう鼓舞した。どの裁判官にも

独立性は保障されているが、自らが法を語る権利は総統に由来し、その総統に対して責任を負っているのであると、会議の参加者に対して明快に述べた。シュレーゲルベルガーは、そのように述べることによって、自らが無条件に服従していることの新たな証明を再び提示したのである。「生きるに値しない」と宣告された寄り添なき患者に対する大量殺人が実行されようとも、彼は官僚に対して無言と無条件の服従を命ずることを妨げられたことは一度もなかった。シュレーゲルベルガーは、ヒトラー宛てに個人的に手紙を送り、ヒトラーが判決に賛同できない時は、もしも知らせてもらえるならば、それは自分にとって「計り知れないほど光栄である」と書いたが、それが翌月に実現したのである。ボルマンは、ヒトラーから委任を受け、1941年5月25日付けの文書を携えて、いわゆる総統司令部からベレヒテスガーデンに駐在していたランマースに相談を持ちかけた。問題にされたのは、1941年4月のある日の深夜、アウグスブルクで女性から手つけ鞆を奪った19才のアントン・シャーフの事件であった<sup>146)</sup>。彼は犯行直後に、事件現場に急いで駆けつけた通行人を装った。この少年は、証拠隠滅を伴った窃盗罪の嫌疑で検察官から死刑を求刑されたが、ミュンヘン特別裁判所によって懲役10年の刑に処された。

ヒトラーはこの裁判を「民族の監視人」に掲載された短い報道から知ったのであるが、ボルマンはこの裁判についてヒトラーが「了解不可能」と述べていると、ランマースに伝えた<sup>147)</sup>。ランマースは、それをさらにシュレーゲルベルガーに伝達したが、ヒトラーの考えによれば、「暗闇に包まれて」実行されたこのような行為は、まさしく戦時においては、見せしめのために死刑に処されるべきであった。

ランマースから報告を受けたシュレーゲルベルガーは、1941年6月28日付けの手紙の中で、総統に対して心から感謝しているを書いて、帝国内閣の長に対して、次のように答えた。「総統は私の依頼に応じて、ミュンヘン特別裁判所によってアントン・シャーフに判決が言い渡されたことをきっかけにして、証拠隠滅の罪の処罰に関する総統の見解を知らせてくれました」<sup>148)</sup>。彼は、上級州裁判所長官と検事長に対してヒトラーの見解を直ちに知らせるつもりであると誓い、アントン・シャーフ事件に関して詳細に言及した。「民族の監視人」によれば、彼はその際、その判決が「了解不可能」なものであることを認めた。その上で、判決理由を詳細に再検討することによって、その行為が深刻な幼児性を持ったままの、まだ未成熟で、今日に至るまで否定的に評価されたことのない無産者の自暴自棄な行為であると表現した。シャーフのその後の運命がどのようになったかは明らかではないが、その事件はシュレーゲルベルガーにとって希望の光を意味した。というのも、ヒトラーがギュルトナーの後任である自分のことを相談相手として受け入れる心づもりでいた

ことが明らかになったからである。その後、ボルマンとランマースは任期途中で解任されたが、シュレーゲルベルガーの反応はというと、ランマース宛ての手紙の中で示されているように、何ら妨げられることなく、自分が高く評価されていると実感した。

しかし、実のところシュレーゲルベルガーは、完全に影響力を失った状態であり、ヒトラーは絶対に妥協しなかった。そのことは、特に有罪判決確定囚をゲシュタポに引き渡した点において明瞭であった。開戦以降、ヒトラーは判決を「訂正」するための手段として、刑事裁判が係争中の被告人やすでに有罪判決が言い渡された被告人に刑を執行するために、彼らをゲシュタポに引き渡させた<sup>149)</sup>。ギュルトナーは、この経過を新聞報道から初めて知ったが、このような謀殺行為に対してはなす術がなかった。開戦の日から1940年1月20日までの間、司法省では18件の死刑の執行が記録されたが、その内の半数は司法機関が事前に関与しないまま執行され、それ以外は「判決の訂正」によるものであった<sup>150)</sup>。ヒトラーは、裁判所が戦争という特殊的な関係をそれ自体として理解していないからといって、このように個別の事案についてゲシュタポによる射殺という方法による刑の執行を止めるわけにはいかないと、司法大臣に伝えさせた。ギュルトナーが在職中に経験したことの中で、これが最も厳しいものであったと、後にシュレーゲルベルガーは法律家裁判において述べた<sup>151)</sup>。司法大臣は、ヒトラーがゲシュタポに対して移送命令を出した場合、ヒトラーの副官で親衛隊集団指導者シャウプと内閣官房長官マイスナーがそれを司法行政機関に報告するということが妥協するしかなかった。ヒトラーがそのような措置を採った背景には、そのほとんどが低俗な新聞による報道があったからで、司法省は補充的な通知をさせることで、移送を遅らせるために熱心に努力した。しかし、ゲシュタポは命令を24時間以内に遂行したことを上級機関に報告しなければならなかったので、移送を遅らせることはなおも困難であった。

シュレーゲルベルガーは、ギュルトナーの死後、これを機に活動を展開する努力をした。彼は、司法行政機関への報告がない限り、警察は言い渡された移送命令を遂行してはならないことを原則的に確認するために、職務を引き継いだ後にマイスナーに相談した<sup>152)</sup>。

1941年4月22日付けの手紙によって、内閣官房長官はシュレーゲルベルガーに対して返事を送り、ボルマンの影響が明らかに益々強まっていると述べた。「秘密警察に受刑者を移送するにあたり、帝国指導者のマルティン・ボルマンは、総統の委任を受けて、私に伝えてきました。判決文は、総統に再検討していただくために提出してもらっています。総統は、判決に対する帝国司法省の関係を必然的なものと

は捉えておられません。ボルマンは、私にこのように伝えました。判決がまだ言い渡されていない事案について、総統は自ら判決を催促しています。貴兄の立場を受け入れようとしているのかどうかは、明らかではありません<sup>153)</sup>。マイスナーは、手紙の中で、これを機にボルマンに直接相談するようシュレーゲルベルガーに忠告しつつ、シュレーゲルベルガーが受刑者のゲシュタポ移送前に自分に対して事案の内容と法律状態について報告するならば、ヒトラーに個別の事案について補足的な情報を報告するつもりであると申し出た。マイスナーは、そうすれば受刑者の移送は短時間であっても延期されるであろうと書いた。それは、シュレーゲルベルガーにとって明白な敗北であった。ヒトラーとボルマンは、シュレーゲルベルガーが職務の指揮を開始した直後に、その出過ぎた態度をたしなめたのである。それゆえ、シュレーゲルベルガーは司法の独立性に対するこのような重大な介入を甘んじて受け入れざるをえなかった。彼は繰り返し抗議を試みたが<sup>154)</sup>、真面目に判決を言い渡しても、期待が持てないと思われたので、求めに応じて受刑者をゲシュタポに移送するよう行刑機関に指示を出した<sup>155)</sup>。ゲシュタポは、これによって司法省に対して競争的地位を築くことができた。

受刑者を移送する際のシュレーゲルベルガーの関与は、法律家裁判において明らかにされた。それは、74才のユダヤ人囚人マルクス・ルフトグラスの事案であった。あるベルリンの写真雑誌は、1941年10月20日の小さな記事の中でルフトグラスについて、彼が桶と石炭坑の中に6万5千個の玉子を隠し、そのうち1万5千個をすでに腐らせたと報じた<sup>156)</sup>。彼は、そのためビーリッツ特別裁判所に起訴され<sup>157)</sup>、戦時経済命令に違反する罪のことで適正な刑として2年6月の懲役刑を受けた。この雑誌の報道は、この有罪確定者の名前を間違えて、「ユダヤ人マルクス・ルフトガス」と表記したため、ヒトラーは彼の副官のシャープを介してランマースに連絡をとり、有罪確定者に必要なのは死刑であると伝えた。ランマースは、1941年10月25日付けの手紙によって、いわゆる総統司令部からシュレーゲルベルガーに対して簡潔に伝えた。「総統は、ルフトガスに対して死刑が言い渡されることを望んでおられます。私は貴兄にお願い申し上げます。迅速に必要な事項を指示し、講じた措置について私を介して総統に報告してください<sup>158)</sup>」。この事案に関して、ヒトラーとは無関係に独立した判決を言い渡すことなどあり得ないことは、ランマースにとって明らかであった。

シュレーゲルベルガーが指示を出すべきとされた「必要な事項」とは、特別裁判所の確定判決を特別抗告や無効の訴えによって変更するよう指示することを意味した。しかし、その間にもヒトラーは、これ以上ランマースをルフトガス事件に従事

させることは不必要であるとする新しい指示を出した。シュレーゲルベルガーは、1941年10月29日付けの手紙によって、「総統および帝国首相の官房長官であり、かつ國務大臣である貴兄によって私に伝えられた1941年10月24日の総統命令に基づいて、ルフトガスの刑を執行するために、彼を秘密警察に移送しました」<sup>159)</sup>と、帝国首相官房長官に伝えた。

誤解に基づく不愉快な名前は、年老いた男の悲劇的な運命を死に結び付けた。シュレーゲルベルガーは、ランマース宛ての手紙の中で、氏名はルフトグラスであり、「ルフトガスではありません」と指摘したが、法律家裁判では依然として「ルフトガス」という氏名しか記憶していなかった。「ゲシュタポに移送されたマルクス・ルフトガスの事件について、貴兄は何か説明できますか」<sup>160)</sup>と弁護士は彼に質問した。シュレーゲルベルガーは、答えて述べた。その事件は、記憶から完全に消えている。「その名前が風変りな名前であるにもかかわらず、全く記憶していません。しかし、名前は記憶に残っています」。

彼は、その事件をもはや記憶していないと誤魔化したにもかかわらず、手元にある資料に基づいてアメリカ人法律家には、ルフトグラスを救済しようと試みたのだと証明しようと努めた。彼の抵抗が空しいものに終わったことは、ヒトラーの移送命令とランマース宛ての手紙の間に4日の時間が経過しているという事情から推し量ることができる。つまり、彼がランマースに対して刑の執行のためにルフトグラスが移送されたことを伝えたこと、そのようなことを伝えることは慣例的に行われていなかったことから推測できる。しかも、シュレーゲルベルガーもまたランマースと同様に、年老いたユダヤ人男性の運命が最初から決まっていることはおおよそ見当がついていた。シュレーゲルベルガーが彼のために力を尽くしたというのなら、彼はそれをきっと記憶していたはずである。彼はそのような行動をとらなかったため、アメリカ人裁判官の前で、それを明らかにすることができなかったのである。

シュレーゲルベルガーが行ったように、国家社会主義の指導部に仕えるために、公然かつ躊躇することなく確定判決を変更する方法は、警察派出所長のヴィルヘルム・クリンツマン事件において特に際立って用いられた<sup>161)</sup>。この警察官は、ゼーハウゼン／アルトマーク地区において数件の納屋が放火されたのを受けて、農業労働者ロベルト・プレートリングを逮捕し、血のにじむような暴力を用いて、彼から自白を取った。記録によると、搾乳夫と記されているプレートリングは、10月に死刑が言い渡され、後に自白が重大な職権濫用によって強要されたことが明らかになったため、終身刑に「恩赦減輕」された<sup>162)</sup>。クリンツマンは、1941年8月8日、

シュテンダール州裁判所によって、特別公務員暴行致傷罪および特別公務員自由剥奪罪のかどで6月の懲役刑に処された。それに対してクリンツマンは上告し、1941年11月24日、帝国裁判所は、判決が法的に効力があることについて明らかな理由が示されていないと、その問題点を指摘した。

しかし、裁判に介入し、判決に対して抗議したのは、ヒムラーであった。彼は、クリンツマンの行為態様を理由に挙げて、次のように利用しようとした。「彼の行為態様は、思慮深く、一般国民にとって有益である以外のなにものでもなく、それが了承されるものであることをお約束します。さらに私は警察の職務に従事する喜びがその種の有罪判決によって萎縮することがないようにしなければならない、そのために彼の行動に報いたいと考えています。最後に、裁判所による有罪判決は、一般国民に対して宣言されているため、K氏は対外的に目に見えるような形で名誉回復されなければなりません」<sup>163)</sup>。

ここで招集されたのは、またもやシュレーゲルベルガーであった。ランマースは、この事件についてシュレーゲルベルガーに手紙を書いた。シュレーゲルベルガーは1941年12月10日にランマース宛に手紙を書いて、クリンツマンに対する判決は自分にとって理解できないこと、それゆえ帝国裁判所の決定が出される前に刑の恩赦問題をはっきりとさせるために、判決が法的に確定していても、それを差し当たり執行しないよう調整したことを伝えた<sup>164)</sup>。シュレーゲルベルガーは、ランマースの態度を考慮に入れて、今や恩赦の請願方法として、刑罰を免除すること、訴訟費用の負担も免除すること、さらに刑事確定記録上の有前科を削除することを命じたことをも伝えた。

しかし、そのような恩赦では、クリンツマンの名誉を完全に回復することにはならなかった。シュレーゲルベルガーは、1941年12月17日、クリンツマンに対して、上級帝国検察官に手紙を書いて、上級検察官に特別抗告の申し立てをしてほしい、その上でフライスラーにこの事案を見てもらうよう訴えるよう勧めた<sup>165)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、帝国裁判所を笑いものにするつもりはなかったが、「特別抗告の申立」を指示したことによって、今や完全にそれをするようになった。つまり、クリンツマン事件に関する帝国裁判所の決定に関与したのは、明らかに特別抗告を管轄する特別部の3人の判事であったことは明らかだったのである<sup>166)</sup>。シュレーゲルベルガーは、それに基づいて、「特別抗告の申立をした後、帝国裁判所における係属中の訴訟」を打切ること、しかも「総統が私に授けた権利に基づいて」<sup>167)</sup>打切ることを命令した。1934年2月16日に新設された「手続打切り」の制度<sup>168)</sup>は、係属中の訴訟を裁判所の判断なしに終了させることができた<sup>169)</sup>。クリン

ツマン事件では、帝国裁判所特別部はそのおかげで帝国裁判所の決定を改めるか、それとも粘り強く国家社会主義の指導に反対するかという難しい判断を免れることができた。上級帝国検察官は、1941年12月29日、特別抗告を取り下げ、有罪判決が確定したクリンツマンは、再び有罪確定以前の状態に戻った。1942年2月、ヒムラーは手続の打切り制度に満足しているとの意見を表明し、その間にもクリンツマンを警察署長に昇格させたことを公表した。

特別抗告が有罪確定者に有利に作用するよう申し立てられたのは、これが唯一の事例であった。シュレーゲルベルガーは、クリンツマン事件では「適正ではない確定判決を取り除くこと」に成功したと、後の法律家裁判において、なおも自慢げに語った<sup>170)</sup>。アメリカ人裁判官は、これをうがった目で見たと。裁判官は、その語り口調の中に、「警察の残虐行為に対するシュレーゲルベルガーの態度」<sup>171)</sup>を証明する証拠を見出したのである。

シュレーゲルベルガーがこのような態度を明らかにしたのは、とりわけ警察官と生命の危機を按ずる未決拘留者との間で何が起こったのかを、軍事裁判所に対して2、3の言葉で述べたときであった。クリンツマンは、「峻厳な断固たる措置を執る」<sup>172)</sup>ようにと、彼の上司から指示されていた。プレートリングが勾留されていたとき、「ふてぶてしい態度で返事をしたので、2回平手打ちを食らわれました。ある日の夜にプレートリングが独居房から逃走を試み、その捜査をかわすために寝たふりをしたので、その尻をゴム製の棍棒で1回叩きました。クリンツマンに関して重要なのは、彼が以前から非の打ちどころがなく、非常に有能でかつ義務感の強い警察官であったこと、そのような警察官が職務の執行に際して犯罪的なならず者に対して粘り強い態度で接したことです。裁判所はこのことを認定したのです」。このように述べたのである。「断固たる措置」。シュレーゲルベルガーは、このように正当化した。そのおかげで、この警察官の名誉が回復され、懲戒手続が回避された。「そのような重大な事態を防止し、緩和することが、殴打の目的でした」というのである。シュレーゲルベルガーは、考える限りの明白な言葉を用いて、このように定式化したのである。ただし、彼はその定式を「人道に対する罪」への彼の関与について判断すべき立場にあった裁判官の前において述べたのである。そのことは、シュレーゲルベルガーが人間軽視の思考をいかに実行しうるのかを証明している。彼がプレートリングという人間に対して取った立場は、その人間を「犯罪的ならず者」と見る立場であった。シュレーゲルベルガーは、彼自身が後に述べたように、実際のところヒムラーや他の国家社会主義の指導者と大した差はなかった。

しかし、それにもかかわらず、司法機関とヒムラーとの間にある軋轢は絶え間な

く強まった。このような軋轢があったために、司法省と OKW（国防最高司令部）は、ヒムラーによって断固たる措置が講じられるのを阻止するために、いわゆる「夜と霧命令」の計画を実行するにあたって最も緊密に協力することにもなった<sup>173)</sup>。1941年12月7日に公布されたこの命令に基づいて、被占領地域の数千人の民間人が、テロ目的から、完全に秘密裏にドイツに移送された。それによって、関係者は恐怖に陥った。シュレーゲルベルガーが署名したこの命令の施行令によれば、移送された者は特別裁判所によって裁かれることになると、帝国司法省は決めていた。その規定には、裁判官は実際に検事局と司法省による統制に服し、移送された者に有利な判決を独立した立場から言い渡せないように定められていた。シュレーゲルベルガーが後に法律家裁判で証言したように、移送された者がヒムラーの機関の手に渡されるのを阻止するために、司法機関はこのような方法に基づいて被占領地域の民間人に対するテロ計画に関与したのである。移送された者がヒムラーの機関に渡されることはなかったが、それは「夜と霧」の囚人の恐ろしい運命の側面ではなかった。しかも他の側面では、それによって司法省が司法機関と裁判所を悪用するという恐るべき目的に賛同していることが示された。裁判所の独立性は、その間にも体制内の政治的目的設定と権力闘争によって完全に犠牲を被った。

政治的目的を達成するために裁判所を道具として利用する本質的な原動力になったのは、シュレーゲルベルガーの場合、検事局であった。すでに1939年10月、ギュルトナーは、帝国司法省において、特別裁判所長官および検事局の特別裁判所管轄事案担当鑑定人と会議を開催した際に、「行き過ぎた批判」を抑制するためには、裁判所と検事局の間にある量刑問題をめぐる大きな隔たりを埋めなければならないと明確な警告を述べた<sup>174)</sup>。この隔たりを埋めるための手段として、裁判所と検事局の間で行われた「交流」が役立った。フライスラーは、1939年5月27日の通達によって、この方法を検事長に紹介した<sup>175)</sup>。通達では、それは「我が国の刑事司法の正当な峻厳さを安定化させるため」の適正な手段であると述べられた。シュレーゲルベルガーは、法律家裁判において、「交流」するよう指示が出されたことについて、次のように述べてそれを正当化した。「当時は、膨大な数の法令が公布され、最高位の裁判所は、それに関する判断を持つに至っていなかったし、持つことができない状況にありました」<sup>176)</sup>。「新法」という言葉によって彼が意図したのは、開戦後に公布された刑罰法規、つまりそれまで存在しなかった多くの死刑威嚇規定を含んだ膨大な数の戦時刑罰法規であった<sup>177)</sup>。検事局は、フライスラーが1939年5月に出した通達に基づいて、特に政治的に重大な事案の場合、その公判開始前に協議室において裁判官と量刑について議論することができるようになった。それは、

被告人とその弁護人の立ち合いなしに行われ、検察官は司法省からあれこれの刑を求刑するよう指示されていることを裁判官に伝えた<sup>178)</sup>。

ギュルトナーの下においてすでに実用化されていたこの方法は、シュレーゲルベルガーの指揮下において集中的に用いられた。その結果、上級州裁判所長官と検事長が作成した若干の状況報告書をきっかけに公然たる批判が沸き起こった。そのような中でシュトゥットガルト検事長は、1941年9月1日の状況報告書の中で、上級検察官の批判を伝えた。検事局の量刑の提案は、帝国司法省が度の過ぎた高い量刑を指示したために「意味と説得力」を失い、「その結果、従来までは特別裁判所との間で良好な関係が築けてきたにもかかわらず（起訴の事前調整など）、まことに好ましくない方法」で、検事局との関係は台無しにされたと批判した<sup>179)</sup>。特にベルリン高等裁判所長官ヘルシャーの状況報告書の批判は、印象深いものであった<sup>180)</sup>。その中で彼は、ある事件を具体的に述べた。検察官が裁判官に対して帝国司法省の見解を伝達するならば、裁判官はまさにこの刑罰、特に死刑を科す方向へと傾いてしまう。それは忌々しき事態である。ヘルシャーはそのように評価した。彼は、ある事件について協議室において交わされる大声がどれほど聞こえるか、扉からそう離れていない場所に座っている被告人にもそれがよく聞こえ、検察官と裁判官はその後同じ扉から法廷に入ってくるのであると報告した。さらにベルリン高等裁判所長官は、他の事件について報告した。検察官と裁判官は、公判中においても、証拠調べを踏まえて約束を取り決めているが、そのことは弁護人のみならず、次第に国民の注目をも集めるようになってしていると指摘した。ヘルシャーは、シュレーゲルベルガーに宛てた報告書の中で、迫力のある警告を発した。このようなことは無条件に止めるべきであると。ヘルシャーの警告がきっかけとなって、検察官はその職務領域において——必要な限りで——公判期日以前であれば裁判所長官と接触を持つことは許されるが、公判開始後はいかなる場合にも接触してはならないと命じられた。帝国司法省の見解が公判外において検察官を介して裁判官に伝えられるならば、裁判官に影響することが憂慮され、それは決して望ましいものではないであろうと指摘を受けた。

ハム上級州裁判所長官は、1942年2月27日の状況報告書において次の点に関して一層明瞭に帝国司法省を批判した。「刑事手続において、検事局は裁判所と同じ権限を与えられた官庁ではもはやなく、帝国司法省の機関、その親友であるかのように見られている。同様のことは、民事紛争における検察官の関与に関する法律に基づいて民事手続に関与する検察官に対してもあてはまる」<sup>181)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、このような事態に終止符を打つために行動しなかつ

た。何故ならば、検事局の協力を得て、公然と司法機関の統制がサボタージュされないよう配慮する職務に従事していたのは、彼だったからである。民事の紛争事案において検事局の協力を得て司法機関の公然たる抵抗を抑え込み、検事局が「夜と霧」命令の手続事案において裁判所を無制限に統制できるように調整したのも、彼であった。従って、シュレーゲルベルガーがヘルシャーの報告書を一度は目にしたことがあったにもかかわらず、それを法律家裁判において否認したことは驚くに値しない。フライスラーはすでに死去していたが、唯一の責任者としてももう一度注目の的にされねばならなかった。その報告書は、フライスラーのところに残されていた。それがどれほど「重要な物」であるかについて、彼はおそらく失念していたのであろうと、シュレーゲルベルガーはかばった<sup>182)</sup>。もっとも、シュレーゲルベルガーは、ハム上級州裁判所長官の報告書の内容を知っていた。これについて彼は、上級州裁判所長官と次の会議を持つための日程調整をしたが、退職したため会議を開催する機会を持てなかったのであると正当化した<sup>183)</sup>。実のところ、シュレーゲルベルガーは、司法省による裁判統制を貫徹するために、検事局の協力を得て裁判所に圧力をかけることを、退職するまで諦めることはなかったのである。だからこそフライスラーは、1942年6月30日と7月1日の両日に開催された検事局との会議において、シュレーゲルベルガーの面前で、「統制の必要性は疑うべくもありません。長官が乗り出すことも必要です。しかし、統制を主に担うのは検察官です。検察官が最初に調査をして、指示通り動く部下を使うのです。そして、検察官が国家の権威を代表するのです」<sup>184)</sup>と説いたのである。

ギルトナーは、少なくとも司法の独立性の外観の体裁を取り繕おうとなおも努力していたが<sup>185)</sup>、その一方でフライスラーとシュレーゲルベルガーは、司法機関の首脳に向けて本性を露わにした。フライスラーは、1942年3月31日、帝国司法省で開催された上級州裁判所長官および検事長との会議において、齒に衣を着せることなく、「裁判の作業を統制することは、帝国司法大臣がなすべき重要な任務です」<sup>186)</sup>と説いた。なおも納得しない一部の裁判官と検察官に対して、彼は説明した。「帝国司法大臣が何を求めているかを、皆さんはご存じでしょう。たとえ個人的に異なる意見を持っていても、大臣が求めるものを実行しなければなりません」。

ベルリンの司法省によって強烈な介入がなされた結果、検事局のところで自ら責任ある行動をとろうとするあらゆる努力はなされなくなった。そこで機転の利くシュレーゲルベルガーは、毎日じきじき電話の受話器を握った。フライスラーは、それゆえ皮肉を交えて述べた。「責任感がなくなってしまう危険があると言われていますが、それはどうすれば回避できるかという、大臣がもう毎日電話をかけな

くてすむようになれば回避できます」<sup>187)</sup>。その上、報告義務と伝達義務が組織的に遂行されるようになったため、当該担当者には益々困難が広がった。というのも、司法行政機関は、戦争に駆り出される官僚をそれまで以上に数多く確保しなければならなくなったからである<sup>188)</sup>。

シュレーゲルベルガーによって非常に熱心に取り組みされた裁判統制は、大きな効果を発揮した。彼が1942年3月21日の会議の場で、検事長および上級州裁判所長官に対して、「統制の成果は意図的な厳罰化をもたらした」<sup>189)</sup>ときっぱりと断言した。この成果は、とりわけ死刑判決の驚くべき増加という結果として反映した。帝国司法省の記録の統計によると<sup>190)</sup>、1938年には死刑判決は23件であったが、開戦の年の1939年にはすでに220件に増加した。1940年には926件の死刑判決を数えるにまで至り、1941年、つまりシュレーゲルベルガーがその省の職務を引き継いだ年には、1109の人々が司法によって死刑に処された。死刑判決は、まさに劇的に増加し、1942年には3002件を数えた。

いわゆる総統情報に上げられた帝国司法省の数値報告に基づいて作成された他の統計によれば——総統情報には引き続き以下において個別的に言及する——、1942年には3641件の死刑判決が言い渡された。同じ一覧表によると、シュレーゲルベルガーが退職した1942年8月までに言い渡された死刑判決は1939件を数えるだけであった。

このような近代ドイツ法史において先例のない数値は、戦時刑罰法規だけで説明できるものではない。何故ならば、少なくとも開戦当初においては、まだ多くの裁判所のところで、法定の犯罪構成要件の法定刑の上限を利用し尽くすことに若干の抵抗があったからである。それゆえ、シュレーゲルベルガーが上級州裁判所長官と検事長に対して行った断言は、帝国司法省による圧力が刑事判決の野蛮な厳罰化の本質的原因であったことを証明している。

このような大量の死刑判決の背景にある哲学は、ヒトラーによって繰り返し講じられた「兵士が敢行した英雄主義的な突撃を考慮に入れるならば、犯罪者は峻厳に扱われねばならない」<sup>191)</sup>という議論であった。シュレーゲルベルガーがヒトラーのこの抹殺路線に対して抵抗を試みることはなかった。というより彼は、司法機関がヒトラー流の復讐心と排除欲<sup>192)</sup>に従順に従い、それを執行する担当者として処遇されるように、司法を自由に活用することに着手したのである。だからこそ、彼は1941年12月17日付けの上級州裁判所と検事長への回状において、ヒトラーの言葉を警告的に引用したのである。今の時代は、この瞬間においても、我が国の数千人の男性たち、我が民族の父とその息子が戦死する時代である。このような時代に前線

で倒れた犠牲者の功績を認めない者が故郷にいるならば、その者の生命に配慮する必要などない<sup>193)</sup>。シュレーゲルベルガーは、この点について言えば、彼の同僚のフライスラーと大差はなかった。

やはり、シュレーゲルベルガーがそれによって追求した目的を諦めるはずはなかった。つまり、ヒトラーとその従者たちに対して、自分や司法機関をこれまで以上に承認させるという目的を、あの名誉欲が強く、従順なシュレーゲルベルガーが諦めるはずはなかった。しかし、彼は司法の統制という問題に対して尽力し、またしばしば行動に出たが、ヒトラー、ゲッペルス、ボルマンの印象には残らなかった。底辺から成り上がったこれらの国家指導者との間にある障壁は、取り除き難いもののように思われた。というも、司法は彼らによって常に忌み嫌われた市民階級の領地であるとして軽んじられていたからである。

1942年4月26日、すでに述べたあの最後の帝国議会が開催され、その場でヒトラーは、裁判官を公然と攻撃した。裁判官は動揺した。シュレーゲルベルガーにとっては、(裁判の独立性をめぐる)「彼の闘いは最終段階を迎えた」<sup>194)</sup>。

シュレーゲルベルガーは、1942年5月1日、いわゆる「総統情報」<sup>195)</sup>を導入することによって、「裁判所の独立性」を賭けた闘いを開始した。その中で取り扱われた情報は、裁判所の重要判決および処分と司法省の職務計画に関して電報形式で送達された。これによってヒトラーは口頭による報告に代えて、情報を受け取ることになった。シュレーゲルベルガーは、報告書の作成を司法省の広報官クルーク参事官に委任した。作成された報告書の原案をシュレーゲルベルガー自らが事前に編集し、最終点検をした後で、その報告書は毎週金曜日にいわゆる総統司令部に送られることになっていた。そのため、シュレーゲルベルガーは、ボルマンを介してヒトラーと接触を図ることはもうできなくなると、強く意識していた。だからこそ、彼は最初に送った12件の情報に添書を付けて、それがヒトラーに渡るようボルマンに依頼し、ヒトラーがそれを個人的に利用できるよう複写を添付した。タイプライターの文字を特別に大きく設定して作成された報告書は、1945年2月までの時点で191件を数えた。そのおかげで、近視のヒトラーは眼鏡なしでそれを読むことができた。

同時にシュレーゲルベルガーは、ヒトラーの帝国議会演説によって完全に士気を喪失した裁判官と検察官を再び鼓舞するために努力した。彼は、1942年5月5日に開催された会議において<sup>196)</sup>、聞き漏らすことができないほどの大きな声で、満足気な響きをもたせて次のように説明した。先に行われた会議では、状況の重大性について何ら疑問はなかった。数人の人々は私が悲観的に考えていると思ったようで

あるが、疑問などはなかった。しかし、そうこうするうちに雲行きが怪しくなり、脅迫的な雰囲気が生じた。そして、それが裁判官にも及び、その結果、彼らの神経が麻痺するほどまでになった。それが何よりも重大なことであった。彼はこのように説明した。1942年6月30日と7月1日の会議の議事録によると、シュレーゲルベルガーは、ヒトラーの言葉は「司法機関それ自体ではなく、ただ個々の明白な失策」に向けられただけであると述べて、検事長を安心させた<sup>197)</sup>。

下級審の裁判への統制を引き締め、それを強化するために、1942年5月以降、複数の上級州裁判所管区において、いわゆる「事前予告と事後点検」の制度が導入された<sup>198)</sup>。上級州裁判所長官と検事長は、所属機関の高級官僚と毎週会議を行って、最重要の民事・刑事の事件について相談した。しかし、事前報告と事後点検は、帝国議会におけるヒトラー演説に対する対応として導入されたものではなく、後に主張されたように、ハンブルク上級州裁判所長官ローテンベルガーの提案に基づくものでもなかった<sup>199)</sup>。1942年3月21日の会議の場で、上級州裁判所長官と検事長に対して、「最重要の刑事事件に関して事前予告と事後点検の制度を導入すべきである」と指示を出したのは、実際にはフライスラーであった<sup>200)</sup>。フライスラーは、司法大臣は裁判官に対して単独で影響力を及ぼすことはできないので、「中級審」が司法大臣を支援しなければならぬと述べ、自らが行った指示の理由を明らかにした。この措置は、最終的には検事局と裁判所のいわゆる交流がより高いレベルにおいて、つまり公式のレベルにおいて行われることを意味した。そして、それは確実に司法省の負担軽減をも意味した。

ヒトラー演説後の数日の間に帝国司法省によって展開された取り組みは、ヒトラーから刑事判決のいわゆる確定権を獲得するためのシュレーゲルベルガーの試みによってクライマックスを迎えた。このような取り組みをするときは、彼はいつもランマースの支援を受けてその目標を達成するための試みを行った。1942年5月6日、彼はランマースに手紙を書き<sup>201)</sup>、それをヒトラーに宛てた率直な内容の書簡と命令案を添えた。彼はその中で、「全体状況を考慮に入れて」、その書簡を可能な限り早くヒトラーに渡すよう依頼した。「刑事事件における確定権に関する総統命令」と題された命令案によると、特別裁判所と他の裁判所の判決の確定について、ヒトラーが「最上級の裁判官」として自ら判断しない場合に限り、帝国司法大臣にはその判決を確定する権限が認められるとされた。さらに、帝国司法大臣自らが確定していないことを宣言しない場合に限り、それを確定する権利を上級州裁判所長官に委任する権限が認められるとされた。シュレーゲルベルガーは、ヒトラーに宛てた手紙の中で、刑事司法全体がその量刑判断に関して「帝国司法大臣の一段と強

化された統制下にある」こと、その統制によって軽すぎる刑罰をあらゆる場合に置くことができることを示すことによって、自らの提案を根拠づけた。

シュレーゲルベルガーの最後の試みは、望みのないもので、もはや救いようのないものであったが、それを実現することができた。もっとも、シュレーゲルベルガーは、裁判官の独立性に残された最後の部分を救おうとしたのではなかった。ただ彼自身の地位を守ろうとただけであった。ヒトラーが帝国議会の決定によって確立した介入権限を、部分的にはあっても帝国司法省や上級州裁判所に委任することによって、ヒトラーの介入権限を限定し、シュレーゲルベルガーの権限を再び築き上げることができた。シュレーゲルベルガーは、ニュルンベルクの裁判官に対して次のように述べた。ヒトラーは、帝国議会の決定に基づいて、これまで以上に個別的な事案に対して個人的に指示を出すことによって、裁判所の判決行為に介入しようとしたと。しかし、シュレーゲルベルガーの計画が成功していたならば、判決行為に対してより介入できたのはヒトラーではなく、シュレーゲルベルガーであった。それにもかかわらず、そのように述べたのである。

シュレーゲルベルガーは、彼の計画を実行するにあたって、非常に巧みな行動をとった。つまり、ランマースだけでなく、常にゲーリングをも仲介者として味方に付けた。ランマースが1942年5月7日の会議のメモに記していたように、ヒトラーでさえ驚いて、「命令には基本的に賛成であったが、署名することは決意できなかった」。ランマースのメモからも分かるように、ヒトラーがその間にも司法改革を新しい司法大臣によって遂行させることを決定していたので、シュレーゲルベルガーの計画の実現の見込みはなかった。ボルマンは、ヒトラーとは違って、シュレーゲルベルガーの計画を見破り、それを拒否したが、そのことはあまり重要な意味を持たなかった。シュレーゲルベルガーは、ランマースに宛てた1942年6月10日付けの手紙の中で、ヒトラーは自分が提案した命令によって、「判決を訂正する権限を大幅に」放棄するであろうと書いた。

ボルマンがランマースに宛てた手紙の中で述べた別の意見は、またボルマンの考えの特徴を表していた。

「提案されている命令は、司法機関の内部において遂行される措置と同じような運命をたどるに違いないと、私は確信しています。

上級州裁判所長官は、(旧来の意味において理解されてきた)裁判官の独立性が介入を受けるのではないかと驚き、後ずさりするかもしれません。そのようなことが予想されます。貴兄は、関係する裁判官に対して威嚇的な批判に耐える判

決を言い渡すよう勧めることはあっても、その裁判官が自分自身の確信に基づいて正しい道へ進むよう導くことはしないでしょ。」

ボルマンは、このように述べることによって、裁判統制がこの時点においては外圧に基づいて行われているだけで、もはや当該裁判官の長官自身の動機からではないことを的確に表現したのである。シュレーゲルベルガーがここで実行した早すぎた服従もまた自己の確信から行ったというよりは、むしろあらゆる代償を払ってでも自己の地位を守ろうとしたからであった。しかし、ボルマンが懐疑的に評価していたからといって、シュレーゲルベルガーが裁判所に残された最後の独立性のために真剣に闘ったのではないかと推測することは誤りであろう。彼は司法をボルマンやヒトラーの介入から、とりわけヒトラーの介入から守ろうとしただけであって、自身は最終的にあらゆる介入を容認していかからである。

- 1) Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4336.
- 2) RGBl. 1932 I, S. 404.
- 3) Vgl. Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, S. 946.
- 4) Vgl. hierzu Gruchmann, a.a.O., S. 946, Fn. 3; Kern, Gechichte des Gerichtsverfassungsrechts, S. 176 ff; Bästlein, Sondergericht Kiel, S. 159.
- 5) RGBl. 1933 I, S. 134.
- 6) 閣僚会議の議事録は、次のものに公表されている。Reppen (Hrsg.), Akten der Reichskanzlei, Regierung Hitler 1933-1938, Dok. Nr. 70, S. 243 ff.
- 7) RGBl. 1933 I, S. 136.
- 8) 特別裁判所に関しては、次のものに掲載されている法律家裁判の判決を参照されたい。Ostendorf/ter Veen, Das "Nürnberg Juristenurteil", S. 151.
- 9) その手紙は次のものに掲載されている。Reppen (Hrsg.), a.a.O., Dok. Nr. 60, S. 217, Fn. 22.
- 10) それに関しては、第5章40頁以下（本誌第385号480頁以下）を参照されたい。
- 11) RGBl. 1934 I, S. 341.
- 12) この名称は、「民族の監視人」の主任編集者、突撃隊集団指導者および民族裁判所参審員を務めたヴィルヘルム・ヴァイスが付けたものである。彼が民族裁判所に関して執筆した論文の抜粋は、次のものに掲載されている。DJ 1935, S. 1709.
- 13) この命題は、国際軍事裁判において初めて提起されたものである。これに関しては法律家裁判の判決を参照されたい。Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 154. 慎重な議論に基づいて、この命題に反論するものとしては、次のものがある。Ingo Müller, Furchtbare Juristen, S. 146 und Gruchmann, a.a.O., S. 956-959.
- 14) これに関する政府理由は、次のものに掲載されている。DJ 1934, S. 595 (597) und Gruchmann, a.a.O., S. 958. グルッフマンは、この思想の元にはヒトラーの発言があると指

摘している。

- 15) 今日、国事案を審理する第1審裁判所は、もはや連邦通常裁判所ではない。基本法96条5項および裁判所構成法74a条、135条を参照されたい。
- 16) とりわけ帝国議会議事堂放火訴訟において、このような負担は国家社会主義者に生じた。この訴訟では、公判が1ヶ月続いた後、国家社会主義者によって有罪と決めつけられた亡命ブルガリア人ディミトロフ、ポポフ、タネフなびに共産党帝国議会議員トルクラーに対して無罪が言い渡された。被告人ディミトロフは、証人ゲーリングに巧みな質問を浴びせて慌てさせ、小馬鹿にした。それに関しては、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 957; Mommsen, Der Reichstagsbrand und seine politischen Folgen, in: VfZ 1964, S. 352 ff.
- 17) その定式は、帝国司法省のハンス・リヒター局長が「ドイツ司法」(1934年)604頁(605頁)に執筆した論文に由来する。
- 18) 国際赤色救援会の弁護士ハンス・リッテンのような左派系弁護士が、ワイマール共和国末期の政治裁判において、手続規則を巧みに活用して、繰り返し国家社会主義者を小馬鹿にしたことも、弁護を推進するのに役立つようである。ハンス・リッテンについては、次のものを参照されたい。Norman Paech, "Ich habe nur als proletarischer Anwalt meine Pflicht den angeklagten Proletariern gegenüber erfüllt". Hans Litten, Rechtsanwalt (1893-1938), DuR 1988, S. 70-78.
- 19) Vgl. Weiss, a.a.O., S. 1709. 「ドイツ司法」(1935年)927頁には、民族裁判所判事の名簿が公表されている。それには、陪審員の軍階級と党職務も掲載されている。
- 20) Vgl. dazu Wagner, Der Volksgerichtshof im nationalsozialistischen Staat. Die deutsche Justiz und der Nationalsozialismus, T. 3, S. 17.
- 21) Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., Anlage I mit dem Geschäftsverteilungsplan des Reichsministeriums von 1934.
- 22) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4332.
- 23) Vgl. dazu Bericht in DJ 1934, S. 1913.
- 24) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 964-971.
- 25) 祝賀に関する報告は、次のものに掲載されている。DJ 1939, S. 1185.
- 26) シュレーゲルベルガーに対する交互尋問については、次のものを参照されたい。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4451.
- 27) 検察官の論告については、次のものを参照されたい。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 9282.
- 28) 法律家裁判の判決については、次のものを参照されたい。Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 154.
- 29) RGBl. 1936 I, S. 999.
- 30) RGBl. 1939 I, S. 752.
- 31) RGBl. 1940 I, S. 754. Vgl. dazu Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 154-156.
- 32) Vgl. Ostendorf/ter Veen, a.a.O., 173.
- 33) シュレーゲルベルガーの弁護人の冒頭陳述については、次のものを参照されたい。

- Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4033.
- 34) シュレーゲルベルガーの弁護人の最終弁論については、次のものを参照されたい。  
Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 9521.
- 35) シュレーゲルベルガーの弁護人の最終弁論については、次のものを参照されたい。  
Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 9465.
- 36) この点に関する最新の文献としては、1988年に出版されたベック出版社記念論文集を参照されたい。それには、当時帝国司法省で助手として勤務していたヘーフェルメールに関するヴェルナー・クノップ執筆の論文がある。ここでもシュレーゲルベルガーをヒトラーの保守的な敵として魅せ、そのような印象づけがなされている。Knopp, Wolfgang Hefermehl, in: Juristen im Portrait, S. 397. ヘーフェルメールについては、他に本書第10章132頁を参照されたい。
- 37) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4344. グルッフマンの前掲書の資料1および2には、1934年以降の帝国司法省の職務分担計画が公表されている。
- 38) ヒトラーは流血の有無を問わず侵略を行い、アルザス、ロートリンゲン、ルクセンブルク、オイペン、マルメディ、ダンツィヒおよび他の東部地域を併合し、シュレーゲルベルガーはその新たな地区を監督した。Vgl. dazu die Angabe bei Gruchmann, a.a.O., Anlage II.
- 39) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4332.
- 40) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4345.
- 41) RGBl. 1935 I, S. 1203.
- 42) RGBl. 1937 I, S. 39.
- 43) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4634.
- 44) Gruchmann, a.a.O., S. 270-290.
- 45) それは、ベルリンのヘルシャー、デュッセルドルフのシュヴィスターおよびウィーンのショーバーであった。Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 288.
- 46) グルッフマンの主張については、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 288. その主張によると、帝国司法省は上級州裁判所長官および検事長の役職を任命するにあたって、大管区長官の個人的希望を非常に重視したというが、それは指導的地位にある法律家の多くが遅れてようやく入党したことを隠蔽するものである。それに対してプロシャートは、司法行政機関の指導的地位を、国家社会主義ドイツ労働者党の「古参の闘士」によって占めることに成功したということを的確に指摘している。Broszat, Der Staat Hitlers, S. 415.
- 47) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4634.
- 48) グラムは、彼が尋問した時のこの出来事を自ら描写した。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4635. その描写は、これに関するグルッフマンとシュッツの叙述と完全に位置している。Gruchmann, a.a.O., S. 276f und Schütz, Jusitz im "Dritten Reich", S. 100 ff.
- 49) 少なくともグラム証言によれば、その提案はシュレーゲルベルガーが行ったとされて

いる。

- 50) グラムの力強い言葉は、1939年のミュンヘン＝オーバーバイエルン大管区指導部の評価によって確認されている。その評価においては、次のように述べられていた。デューリヒは「ほとんど党章を付けたことがない」。彼は「旧来の典型的な幹部であった」。彼は「たとえ国家が彼を信頼しえたとしても、また彼の国家主義的な見解が疑いえないものであったとして、彼が国家社会主義の世界観の意味において能動的に活動することはないであろう」。そのように評価することを求めたのは、オストマルク大管区指導部であり、それがデューリヒが任命された後であった。それは、公然と彼を再び役職から排除することができるようにするためであった。Gruchmann, a.a.O., S. 276.
- 51) シュレーゲルベルガーとギュルトナーは、デューリヒの職務就任を祝賀したが、それについては次のものを参照されたい。Vgl. den Bericht in DJ 1939, S. 1726.
- 52) Vgl. dazu Michaelberger, Berichte aus der Justiz des Dritten Reiches, S. 36.
- 53) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4616.
- 54) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4620.
- 55) グラムが法律家裁判で行ったこの説明と以下の説明については、次のものに挙げられている。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4636-4638.
- 56) グルッフマンによる事例の解説については、次のものを参照されたい。Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 663 ff.
- 57) 帝国司法省の人事政策については、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 241-270.
- 58) V・ドーナニイは、1934年以来、職務日誌を付けた。彼は、その中で秘密裏にはあるが、ギュルトナーの同意を得て、国家社会主義の犯罪に関する有罪証拠を収集した。彼は1938年に帝国裁判所判事に任命され、カナリスの助手として7月20日の抵抗運動グループに所属した。それゆえ彼は1945年にフロッセンビュルク強制収容所において処刑された。ギュルトナーがV・ドーナニイの味方についてのことについては、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 253-258.
- 59) この中には、V・ドーナニイや区裁判所判事のロータル・クライシヒのような法律家を数えることができる。
- 60) "Lex van der Lubbe", RGBl. 1933 I, S. 151.
- 61) RGBl. 1935 I, S. 839.
- 62) Vgl. Ernst Schäfer, Die leitenden Gedanken der beiden Gesetze zur Änderung des Strafgesetzbuches vom 28. Juni 1935, in: DJ 1935, S. 991 ff.
- 63) Vgl. dazu such grundsätzlich Hattenhauer, Richterleitbild im 19. und 20. Jahrhundert, in: Dreier/Sellert (Hrsg.), Recht und Justiz im "Dritten Reich", S. 9 ff (S. 28).
- 64) RGBl. 1935 I, S. 379.
- 65) Vgl. Reitter, Franz Gürtner, Politische Biographie eines deutschen Juristen 1881-1941, S. 192.
- 66) 通達・報告義務の制度の導入に関しては、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 1091 ff.

- 67) 秘密状況報告の制度の導入に関しては、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 1094 ff.
- 68) Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., S. 1095.
- 69) これに関しては、本書第8章112頁以下を参照されたい。
- 70) RGBl. 1937 I, S. 39.
- 71) Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., S. 191.
- 72) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4338.
- 73) Vgl. dazu im einzelnen Gruchmann, a.a.O., S. 189-203; Broszat, Zur Perversion der Strafrecht im Dritten Reich, in: VfZ 1958, S. 396.
- 74) Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., 897 ff; Broszat, a.a.O., S. 396.
- 75) RGBl. 1938 I, S. 651.
- 76) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 900.
- 77) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4325.
- 78) Vgl. Boberach (Hrsg.), Richterbriefe, S. XV.
- 79) RGBl. 1938 I, S. 807.
- 80) Zitiert nach Boberach (Hrsg.), Meldungen aus dem Reich, Band 2, S. 125.
- 81) 本法の成立に関しては、次のものを参照されたい。Vgl. Gruchmann, Das Ehegesetz vom 6. Juli 1938, in: ZNR 1989, S. 63 ff; Ramm, Das nationalsozialistische Familien- und Jugendrecht, S. 6 ff; sowie die amtliche Begründung, in: DJ 1938, S. 1102 ff.
- 82) Vgl. Rütters, Die unbegrenzte Auslegung, S. 407.
- 83) 政府草案の理由書は、そのように述べている。Die amtliche Begründung, in: DJ 1938, S. 1102 ff (S. 1107).
- 84) Zitiert nach Boberach (Hrsg.), a.a.O., S. 125.
- 85) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 81.
- 86) Zitiert nach Boberach (Hrsg.), a.a.O., S. 126; vgl. auch Boberach (Hrsg.), Richterbriefe, S. XV.
- 87) このように確認したのは、この時期のツェレ上級州裁判所の記録を精査したライナー・シューファーである。Vgl. Schäfer, Der zivilrechtliche Alltag des Volksgenossen, in: Diestelkamp/Stolleis (Hrsg.), Justizalltag im Dritten Reich, S. 49 ff.
- 88) Zitiert nach Boberach (Hrsg.), Meldungen aus dem Reich, Band 2, S. 279.
- 89) Vgl. dazu Gruchmann, Das Ehegesetz vom 6. Juli 1938, in: ZNR 1989, S. 81. 会議の模様の簡潔な報道は、次のものに掲載されている。DJ 1939, S. 196.
- 90) Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 81.
- 91) Vgl. die Niederschrift des OLG München vom 6.2. 1939 über die Besprechung der OLG Präsidenten im Reichsjustizministerium am 24. 1. 1939, zitiert nach Gruchmann, a.a. O., S. 81.
- 92) Vgl. dazu im einzelnen Rütters, Wir denken Rechtsbegriffe um, S. 48 ff mit Nachweisen für die Rechtsprechung; Kaul, Geschichte des Reichsgerichts, Band IV 1933-1945, S. 72 ff.

- 93) RGBl. 1939 I, S. 1841.
- 94) Vgl. dazu im einzelnen Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, S. 1071 ff.
- 95) Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 1071.
- 96) この手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 417 f.
- 97) このような評価は、国家社会主義ドイツ労働者党法務部のテグマイヤーという名前の代表者が「ドイツ法」誌に執筆した論文において公表されている。Vgl. Tegmeyer, Der außerordentliche Einspruch, in: DR 1939, S. 2057 ff (S. 2059); dazu auch Schütz, a.a.O., S. 199.
- 98) RGBl. 1940 I, S. 405.
- 99) Vgl. Schütz, a.a.O., S. 200; Gruchmann, a.a.O., S. 1084; Kaul, a.a.O., S. 220.
- 100) 無効の訴えと特別抗告の違いについては、次のものを参照されたい。Vgl. Gruchmann, a. a. O., S. 1083 ff; Michaelis, Die außerordentliche Wiedernahme rechtskräftig abgeschlossener Verfahren in der Praxis des Reichsgerichts 1941-1945, in: Dreier/Sellert (Hrsg.), a.a.O., S. 278 f.
- 101) Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., S. 1085.
- 102) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 1087.
- 103) グリップボームもまた同じような評価を行っている。Gribbohm, Nationalsozialismus und Strafrechtspraxis – Versuch einer Bilanz, in: NJW 1988, S. 2845.
- 104) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4366.
- 105) Vgl. Schütz, a.a.O., S. 200.
- 106) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 1086.
- 107) この手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 417 f.
- 108) 1941年3月14日のマイスナーの記録メモには、そのように書かれている。Zitiert nach Popp, Die nationalsozialistische Sicht einiger Institute der Zivilprozeß- und Gerichtsverfassungsrechts, S. 218, Fn. 134.
- 109) この手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 416 f.
- 110) Vgl. Weinkauff, Die deutsche Justiz und der Nationalsozialismus, S. 142.
- 111) Vgl. Bracher Die deutsche Diktatur, S. 445.
- 112) Vgl. dazu Staud, Die Mitwirkung des Staatsanwalts in bürgerlichen Rechtssachen, in: DJ 1941, S. 785.
- 113) Vgl. dazu im einzelnen Messina, Die faschistische Rechtsauffassung des Prozeßrechts im neuen italienischen Zivilprozeßrecht, in: DR 1941, S. 1687; und Bülow, Die Mitwirkung des Staatsanwalts in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten, in: AcP 150, S. 289 ff.
- 114) この呼称はシュレーゲルベルガーによる。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4331.
- 115) 検察官関与法の成立については、次のものを参照されたい。Vgl. Popp, a.a.O., S. 209-222; Damrau, Die Entwicklung einzelner Prozeßmaximen seit der Rechtszivilprozeßordnung von 1877, S. 440-442.

- 116) Zitiert nach Popp, a.a.O., S. 212.
- 117) Zitiert nach Popp, a.a.O., S. 214.
- 118) 検察官が民事判決の統制手段として適正であることについては、次のものを参照されたい。Vgl. Popp, a.a.O., S. 223-238.
- 119) ハンブルクでの講演については、次のものを参照されたい。Vgl. Popp, a.a.O., S. 214-217.
- 120) Bülow, a.a.O., S. 310. ただし、ここでは参照された史料の原典は示されていない。
- 121) シュレーゲルベルガーがランマースに宛てた1941年3月31日付けの手紙については、次のものを参照されたい。Popp, a.a.O., S. 220.
- 122) Zitiert nach Popp, a.a.O., S. 220.
- 123) RGBL 1941 I, S. 383.
- 124) 検察官関与法とシュレーゲルベルガー命令草案の違いについては、次のものを参照されたい。Vgl. Popp, S. 219.
- 125) ダムラウは、ヒトラーが自ら介入せず、署名することによって命令を法律として施行しなかったならば、この法律は成立しなかったであろうと推測している。Vgl. Damurau, a.a.O., S. 456.
- 126) Freisler, Die Mitwirkung des Staatsanwalts in bürgerlichen Rechssachen, in: DGWR 1941, S. 217.
- 127) Soziale Praxis, 1941, S. 854.
- 128) Vgl. Staud, a.a.O., S. 785.
- 129) Vgl. dazu im einzelnen Popp, a.a.O., S. 321-333.
- 130) その当時の法状況の下において、民事訴訟上の検察官の立場に対して公判の原則がどのような意義を有していたかについては、次のものを参照されたい。Vgl. Birk, Wer führt den Zivilprozeß - der Anwalt oder der Richter, in: NJW 1985, S. 1489 ff.
- 131) Vgl. Blomeyer, Zivilprozeßrecht, S. 66.
- 132) シュレーゲルベルガーがヒトラーに宛てた1941年3月10日の手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 417 f.
- 133) Vgl. Schlegelberger, Bürgerlicher Rechtsstreit und Volksgemeinschaft, in: Soziale Praxis 1941, S. 577.
- 134) Vgl. dazu z.B. Barth, Rechtspolitische Betrachtungen zur Mitwirkung des Staatsanwalts in bürgerlichen Rechtssachen, in: DJ 1941, S. 1681 ff. ハイน์リヒ・パートは、国家社会主義ドイツ労働者党の法務部において法政策を担当する部局の責任者であった。
- 135) Vgl. Freisler, a.a.O., S. 217.
- 136) それ以外の解説については、次のものを参照されたい。Vgl. Popp, a.a.O., S. 238-240.
- 137) この法律の実際的な影響については、次のものを参照されたい。Vgl. Dannreuther, Der Zivilprozeß als Gegenstand der Rechtspolitik im Deutschen Reich 1871-1945, S. 542 f.; Popp, a.a.O., S. 305-321.
- 138) Vgl. Popp, a.a.O., S. 222.
- 139) Vgl. dazu Schlegelberger, Abschied vom BGB, S. 3 ff.

- 140) それを実証する資料については、次のものを参照されたい。Rüthers, Entartetes Rech, S. 43 ff.
- 141) Vgl. Schlegelberger, Die Entwicklung des deutschen Rechts im Dritten Reich, S. 18 f.
- 142) Vgl. Bülow, a.a.O., S. 295.
- 143) その資料については、次のものを参照されたい。Popp, a.a.O., S. 368 f.
- 144) 婚姻および家族の関連条項に関しては、民事訴訟法632条, 634条, 636条, 637条, 婚姻法24条を参照されたい。禁治産宣告の関連条項に関しては、民事訴訟法646条2項, 652条, 663条, 673条, 675条, 676条3項, 678条2項, 679条4項, 684条3項, 686条3項および4項を参照されたい。それ以外の条項としては、民事事案における連邦検事長の関与の条項に関しては、裁判所構成法138条2項を参照されたい。
- 145) その会議に関して、個別的には本書第8章115頁以下において述べられている。
- 146) 1941年5月24日付け「民族の監視人」の報道については、次のものに掲載されている。Vgl. Broszat, a.a.O., S. 419 f, Fn 34.
- 147) ポルマンの手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 419, Dokument 9; vgl. Nürnberger Juristenurteil. 後者はオステンドルフとテア・フェーン執筆の著書(164頁)と同じ表題である。
- 148) シュレーゲルベルガーの手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 419, Dokument 9; sowie bei Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 164.
- 149) 有罪判決確定囚のゲシュタポへの移送に関しては、次のものを参照されたい。Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 675-689; Broszat, a.a.O., S. 398-401.
- 150) 帝国司法省の名簿については、次のものを掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 412 f; sowie Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), Recht, Verwaltung und Justiz im Nationalsozialismus, S. 532 f.
- 151) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4395.
- 152) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4397 f.
- 153) マイスナーの手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 418 f, Dokument 8 B.
- 154) Vgl. dazu Broszat, a.a.O., S. 418 Fn. 29.
- 155) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4396 f.
- 156) 1941年10月20日の「ベルリン画報」(夕刊)は、「ユダヤ人男性が6万5千個の卵をため込む。そのうち1万5千個を腐らせる」という見出しで報道した。それは、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 422 Fn. 40; sowie Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), a.a.O., S. 534, Fn. 9.
- 157) ピーリッツ州裁判所支部は、カットヴィッツ上級州裁判所支部に属していた。Vgl. dazu Michaelberger, a.a.O., S. 145.
- 158) ランマースの手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 422 Dokument 11 A; sowie Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), a.a.O., S. 534.
- 159) シュレーゲルベルガーの手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 423 Dokument 11 B; sowie Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), a.a.O., S. 534 f.

- 160) ルフトグラス事件に関しては、法律家裁判判決から引用した。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4398.
- 161) クリンツマン事件については、次のものを参照されたい。Vgl. Kaul, a.a.O., Band IV, S. 194-196; Gruchmann, a.a.O., S. 1080 f; Müller, Furchtbare Juristen, S. 185 f; Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), a.a.O., S. 220.
- 162) カウルの主張によると、後に別の人物が放火したことを自供した。そのため、プレートリングは、1945年までマグデブルク刑務所に収容された。Vgl. Kaul, a.a.O., Band I, S. 196.
- 163) Zitiert nach Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 220.
- 164) シュレーゲルベルガーの手紙は、次のものに再掲載されている。Ostendorf/ter Veen, a.a.O., S. 220.
- 165) その手紙は、次のものに掲載されている。Vgl. Kaul, a.a.O., Band IV, S. 195.
- 166) 帝国検察官キルヒナーは、そのことを上級帝国検察官に対して文書の備考欄において示した。1941年12月23日付けの文書の備考欄は、次のものに掲載されている。Kaul, a.a.O., Band IV, S. 195.
- 167) Zitiert nach Kaul, a.a.O., Band IV, S. 196.
- 168) RGBL 1934 I, S. 91.
- 169) 「手續打切り」については、次のものを参照されたい。Gruchmann, a.a.O., S. 334-336.
- 170) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4370.
- 171) Vgl. Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), a.a.O., S. 220.
- 172) これに関しては、次の引用を参照されたい。Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4406 f.
- 173) 個別的には、本書第11章147頁以下参照。
- 174) Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., S. 1106.
- 175) Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 1105.
- 176) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4363 f.
- 177) Vgl. dazu Broszat, der Staat Hitlers, S. 418 f; Gruchmann, a.a.O., S. 901 ff.
- 178) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 1105.
- 179) Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 1105.
- 180) その手紙は、次のものに掲載されている。Broszat, a.a.O., S. 423 ff, Dokument 12.
- 181) Zitiert nach Broszat, Zur Perversion der Strafjustiz im Dritten Reich, in: VfZ 1958, S. 435 f, Dokument 15 A 9.
- 182) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4364.
- 183) Vgl. dazu wieder Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4364.
- 184) Protokoll der Arbeitstagung der Generalstaatsanwälte in Berlin am 30. Juni und 1. Juli 1942, Staatsarchiv Weimar.
- 185) グルッフマンもまた、この意味において理解している。彼はギュルトナーの在職時期の司法に間接的に作用を及ぼしたことについて言及している。Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 1105.
- 186) Niederschrift der Besprechung mit Oberlandesgerichtspräsidenten und

- Generalstaatsanwälte im Reichsjustizministerium in Berlin 31. 3. 1942, Akten Staatsarchiv Weimar.
- 187) Protokoll der Arbeitstagung der Generalstaatsanwälte in Berlin am 30. Juni und 1. Juli 1942, Staatsarchiv Weimar.
- 188) フライスラーは、検察官のうち半数が軍に入隊したと報告している。Protokoll der Arbeitstagung der Generalstaatsanwälte in Berlin am 30. Juni und 1. Juli 1942, Staatsarchiv Weimar.
- 189) Niederschrift der Besprechung mit Oberlandesgerichtspräsidenten und Generalstaatsanwälte im Reichsjustizministerium in Berlin 31. 3. 1942, Akten Staatsarchiv Weimar.
- 190) Vgl. Broszat, Der Staat Hitlers, S. 420. それは次のものに掲載されている。Hirsch/Majer/Meinck (Hrsg.), a.a.O., S. 548.
- 191) 1941年5月25日付けのランマースに宛てた手紙の中でホルマンが述べた言葉である。Zitiert nach Broszat, a.a.O., S. 419, Dokument 9 A.
- 192) ヒトラーの病的な破滅癖については、次のものを参照されたい。Vgl. Fest, Hitler, S. 968 f und 989 f.
- 193) Akten des National Archive Washington, Microfilm Publication M 889, Prosecution Exhibit 72 = NG-508.
- 194) Aussage von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4338.
- 195) 「総統情報」に関しては、次のものを参照されたい。Vgl. Gribbohm, Die Führerinformationen des Reichsjustizministerium, in: DRiZ 1971, S. 152 ff. これに関して的確に解説するものとして、次のものを参照されたい。Der Spiegel 1961, Nr. 12, S. 43 ff.
- 196) Protokoll der Tagung vom 5. Mai 1942 in Akten Staatsarchiv Weimar.
- 197) Protokoll der Arbeitstagung der Generalstaatsanwälte in Berlin am 30. Juni und 1. Juli 1942, Akten Staatsarchiv Weimar.
- 198) 「事前予告と事後点検」の制度の導入に関しては、次のものを参照されたい。Vgl. Johe, Die gleichgestaltete Justiz, S. 180 ff.
- 199) Vgl. Weinkauff, a.a.O., S. 148; Johe, a.a.O., S. 180 ff; Boberach, a.a.O., S.XVIII.
- 200) 引用は次のものからである。Niederschrift der Besprechung mit Oberlandesgerichtspräsidenten und Generalstaatsanwälte im Reichsjustizministerium in Berlin 31. 3. 1942, Akten Staatsarchiv Weimar. Vgl. Michaelberger, a.a.O., S. 274.
- 201) 以下の引用は、次のものからである。Die Akten des Staatsarchiv Nürnberg, KV-Anklage, Dok, Nr. NG-102.